

意見提出者確認用

点検・評価に対する学識経験者の意見提出を依頼中であり、報告書は完成版ではありません（令和5年8月頃確定予定）。

令和5年度（2023年度）

教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

令和5年（2023年）〇月

旭川市教育委員会

はじめに

■ 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」とします。）第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検・評価」とします。）を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、地教行法の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため作成するものです。

■ 点検・評価の対象・方法

□ 対象

旭川市教育委員会では、学校教育分野においては「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」を基本理念とした「第2期旭川市学校教育基本計画」を平成31年3月に策定し事業が開始されました。

また、社会教育分野においては「主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす」、「地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む」を基本理念とした「旭川市社会教育基本計画」を平成28年2月に策定し、5つの基本目標の達成に向けて、平成28年度から計画に基づき事業を実施しています。

これらの2つの計画は、旭川市の教育行政推進における両輪となるものであり、教育委員会の施策・事業を網羅しているものであることから、これらの計画に基づいて、点検・評価を実施することとしました。

また、教育委員会の会議など、教育委員会自体の活動の状況については、これらの計画に記載される性質のものではなく、別途点検・評価が必要となります。

そのため、本報告書は「教育委員会の活動状況の点検・評価」と「計画に基づいた点検・評価」の大きく2つの章により構成されています。

□ 方法

1 教育委員会の活動状況の点検・評価

教育委員会の会議の開催状況など活動状況を明らかにし、成果や課題を踏まえ、今後の活動の改善に資するものとします。

2 計画に基づいた点検・評価

各計画に基づき、令和4年度の主な取組を整理し現状を把握し、それらの成果や課題を踏まえ、今後の方向性を明らかにします。

3 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するとともに、今後の取組に向けた活用を図るため、教育に関し学識経験を有する方から点検・評価に関する意見や助言をいただきました。

目 次

第1章 教育委員会の活動状況の点検・評価

1 会議等の状況	1
2 教育に関する事務の実施状況	1
3 研修会への参加状況等	3
4 附属機関等の活動状況	4

第2章 計画に基づいた点検・評価

1 評価単位	6
2 第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価手法	6
3 旭川市社会教育基本計画に基づく評価手法	6
4 第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価結果	7
5 旭川市社会教育基本計画に基づく評価結果	8
6 指標や取組の状況及び今後の課題と改善に向けた方向性	
(1) 第2期旭川市学校教育基本計画	9
(2) 旭川市社会教育基本計画	39

第3章 学識経験者の意見

1 意見提出者	64
2 本報告書に関する御意見	64

資料編

第1章 教育委員会の活動状況の点検・評価

1 会議等の状況

地教行法及び旭川市教育委員会会議規則に基づき、教育委員会会議を開催し、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針など、教育に関する様々な議題について、審議しました。

また、必要に応じて、教育委員会会議に付議すべき事件に関することや、本市教育行政における懸案事項及び課題並びに現在進行中の施策の方向性に関することなどを協議し、意見及び情報を交換するための教育委員会協議会を5回開催しました。

令和4年度の会議等の状況は、次のとおりです。教育委員会会議の付議事項等及び教育委員会協議会の協議事項については、資料2及び3（資料編1～5ページ）に掲載しています。

(1) 教育委員会会議

開催回数	会議	15回
	・定例会	12回（毎月1回）
	・臨時会	3回
審議事項	議決案件	47件（うち非公開38件）
	報告案件 ^{※1}	47件（うち非公開46件）
報告事項 ^{※2}		43件（うち非公開19件）
傍聴状況	傍聴人数	延べ0人
会議録	公開請求	0件

※1「報告案件」とは、本来教育委員会会議において議決すべき案件のうち緊急を要するものなどについて、教育長が臨時に代理したものを報告するもの。

※2「報告事項」とは、一般的な事項について教育委員会に報告するもの。

(2) 市長との連携

令和4年5月13日に開催された第1回総合教育会議において、いじめの重大事態に係る調査の状況について、いじめ対策専門部署の設置について、「(仮称)いじめ防止条例」の制定と令和4年度におけるいじめ対策の強化について、意見交換をしました。

同年8月2日に開催された第2回総合教育会議において、いじめの重大事態に係る調査の状況について、いじめ対策専門部署の設置について、いじめ対策に係る地域連携について、「(仮称)いじめ防止条例」の制定について、意見交換をしました。

同年11月2日に開催された第3回総合教育会議において、いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について、再調査の実施について、意見交換をしました。

令和5年2月10日に開催された第4回総合教育会議において、(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案について、いじめ対策について、意見交換をしました。

また、令和4年11月28日に令和5年度の教育予算について要望をすることで、市長と密接に連携し教育行政を推進しました。

2 教育に関する事務の実施状況（教育委員会が自ら管理し執行する事務の実施状況）

地教行法、旭川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び旭川市教育委員会事務委

任規則の規定に基づき、教育委員会が自ら管理し執行する事務について、令和4年度は次のとおり実施しました。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること

ア 令和5年度における旭川市教育行政の執行に関する方針と主要な施策を示した教育行政方針について、教育長が旭川市議会令和5年第1回定例会本会議において説明しました。

イ 意見提出手続（パブリックコメント）について

旭川市市民参加推進条例第6条第1項では、市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更をしようとする場合や、広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃をしようとする場合などは、市民参加を求めなければならないと定められています。

広く市民の皆様の御意見をいただきながら施策を実施するため、次のとおり意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

件名	「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案」に対する意見等の募集について
意見募集期間	令和5年2月18日から3月19日まで
意見提出件数	27件

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

令和4年度は、教育委員会規則については5件、教育委員会訓令については1件審議し、制定しました。制定した規則・訓令の名称等は、資料4（資料編5ページ）に掲載しています。

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること

児童数が減少し、保護者や地域と統廃合の合意が得られた旭川第1小学校を、令和4年度をもって閉校しました。また、旭川第1小学校に併設されている東旭川公民館米原分館の閉館に伴う地元との協議が整ったため、令和4年度をもって同館を廃止しました。

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること

教育委員会は、教育委員会事務局の職員、学校、公民館、図書館、博物館等の教育機関の職員の任命権者であり、これらの職員の任命、給与の決定、休職、免職、懲戒等を行う権限を有しています。

令和4年度は、次のとおり実施しました。

旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動件数	179件	
旭川市教育委員会事務局職員の行政措置件数	1件(2人)	
旭川市教育委員会事務局職員の分限処分件数	19件	
北海道教育委員会への内申件数		
・旭川市立小中学校教職員人事	4月1日付け定期異動	780件
	上記以外（臨時的任用等）	486件
・旭川市立学校職員の処分		0件

- (5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること
 実施方針を定め、令和3年度における教育委員会の活動状況や「第2期旭川市学校教育基本計画」及び「旭川市社会教育基本計画」の体系に基づいた施策・事業等の実施状況を対象として、点検・評価を実施しました。作成した点検・評価の報告書を市議会に提出し、経済文教常任委員会において概要を説明するとともに、ホームページに掲載し市民に公表しました。
- (6) 教育委員会の意見の申出に関すること
 地教行法第29条に基づき、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について、市長への意見の申出を行いました。
- (7) 条例又は規則に定める委員の委嘱に関すること
 教育委員会では、政策等を立案するに当たって、専門的な判断を要する事案について関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を行うため、附属機関や懇談会等を設置しています。
 令和4年度の委員の委嘱については、資料5（資料編5～6ページ）に掲載しています。
- (8) 教科用図書の採択に関すること
 地教行法第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択を行いました。
- (9) 教育委員会表彰のうち別に定めるものの被表彰者の決定に関すること
 教育委員会では、芸術・科学・教育の分野で、本市の文化の発展に特に貢献したと認められる個人及び団体を表彰しています。
 令和4年度は、次の個人及び団体を表彰しました。

種別	分野	個人名・団体名
旭川市文化賞	—	該当なし
旭川市文化功労賞	芸術（彫刻保全）	旭川彫刻サポート隊
旭川市文化奨励賞	芸術（写真）	谷口 雅彦
	教育（理科教育）	北海道旭川北高等学校理科実験研究部

「旭川市文化賞」は本市の文化の発展に貢献したことが著しいと認められる個人及び団体に、「旭川市文化功労賞」はその他本市の文化の発展に貢献したと認められる個人及び団体に、「旭川市文化奨励賞」は本市の文化の発展に貢献し、今後の活動が期待される個人及び団体に対して授与されます。

3 研修会への参加状況等

教育長及び委員は、各種団体の研修会等に参加し、他市町村教育委員会との情報交換や研さんに努めました。また、教育長は定期的に学校訪問等を行い、学校の状況の把握に努めました。

令和4年度の参加状況等については、次のとおりです。活動内容等は、資料6（資料編6～8ページ）に掲載しています。

研修会への出席	3回 延べ 4人
学校訪問	延べ49校 延べ 49人
行事・式典等への参加	78回 延べ 89人

4 附属機関等の活動状況

旭川市教育委員会に設置している附属機関等は、次のとおりです。各機関における審議事項等については、資料7（資料編8～10ページ）に掲載しています。

【附属機関】

名 称	構成員人数	設置目的
旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会	6人	・旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用候補者の選定を行う。
旭川市教科書調査委員会	小学校用教科書の採択 60人以内 中学校用教科書の採択 80人以内	・教育委員会の諮問に応じて、旭川市立小中学校において使用する教科書の採択について必要な事項を調査、審議する。
旭川市いじめ防止等連絡協議会	13人	・いじめの防止等について、関係する機関及び団体との連携やその組織等について協議することを通して、連携を確保したり、それぞれの取組の一層の充実を図ったりする。
旭川市いじめ防止等対策委員会	5人	・学識経験者による審議を行い、旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の取組を進める。
	R5.3.31現在 5人	・教育委員会の諮問に応じて、いじめの重大事態に関する調査、審議を行う。
旭川市社会教育委員	15人	・社会教育に関し教育委員会に助言する。
旭川市文化財審議会	8人	・文化財の指定や記録の作成など、文化財の保護について調査審議する。
旭川市文化賞選考委員会	11人	・旭川市文化賞、文化奨励賞及び文化功労賞の受賞候補者を選考する。
旭川市民文化会館運営審議会	15人	・文化会館及び公会堂の運営等について審議する。
旭川市音楽堂等運営協議会	10人	・旭川市音楽堂及び旭川市国際会議場の運営について協議する。 ・旭川市大雪クリスタルホールの施設管理について協議する。
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会	10人	・彫刻美術館の運営等に関して必要な事項を協議する。
中原悌二郎賞選考委員会	5人	・中原悌二郎賞の選定について審議する。
旭川市公民館運営協議会	10人	・公民館の運営等に関し必要な事項を審議する。
旭川市図書館協議会	11人	・図書館の運営に関して中央図書館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕につき、意見を述べる。

名 称	構成員人数	設置目的
旭川市科学館協議会	10人	・科学館の運営に関し、館長の諮問に応じて意見を述べる。
旭川市博物館協議会	10人	・博物館の運営に関し、館長の諮問に応じて意見を述べる。

【懇談会等】

名 称	構成員人数	設置目的
旭川市教育支援懇談会	教育長が参加を依頼した人数	・障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図るため、意見交換を行う。
いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会	10人	・「(仮称) いじめ防止条例」についての意見交換等を行う。
旭川市民展示芸能ホール懇談会	教育長が参加を依頼した人数	・旭川市民文化会館使用料減免要領に基づく、旭川市民文化会館の大・小ホール、展示室及び旭川市公会堂の減免に係る事務の円滑かつ適正な執行のため、意見交換を行う。
旭川市アイヌ語地名表記推進懇談会	教育長が参加を依頼した人数	・アイヌの人びとの伝統的な生活や本市の自然環境を理解する上で重要なアイヌ語地名について、保存、理解及び普及を推進する。
旭川市民文化会館の在り方検討会	8人	・旭川市民文化会館について、今後の目指すべき方向性・整備に向けた考え方などの在り方等について意見集約を行う。

第2章 計画に基づいた点検・評価

「第2期旭川市学校教育基本計画」及び「旭川市社会教育基本計画」に基づき、項目ごとに令和4年度の主な取組を整理し、それらの成果や課題を踏まえ、今後の方向性を明らかにしました。

1 評価単位

「第2期旭川市学校教育基本計画」においては、3つの目標に基づく7つの「基本施策」について評価し、「旭川市社会教育基本計画」においては、計画を構成する5つの「成果目標」について評価しました。

2 第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価手法

(1) 「基本施策」の指標の状況について

「第2期旭川市学校教育基本計画」における基本施策は、事業実績、子どもの実感など、26の指標を設定していますが、PDCAサイクルに基づき、毎年度、成果を客観的に検証し、課題等を明らかにして、翌年度以降の施策・事業等の展開に反映させることとしています。

そのため、本報告書では次年度までの目標値を示すこととし、各指標の当該年度の実績値が当該年度の目標値を大きく上回った場合には、その後の年度の目標値を見直すこととしました。

基本施策の指標については、達成状況を評価することとし、別表の基準により、令和4年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、「未達成」指標については、前年度の実績値との比較結果を示しました。

なお、指標2、3、6、7、8、10、11、12、13、16及び26については、令和2年度実績値から、「第2期旭川市学校教育基本計画」に基づく取組により実施した児童生徒アンケートにより、評価対象の児童生徒をこれまでの特定の学年から全学年に変更しています。

(2) 「基本施策」の取組の状況について

基本施策に設定した取組の進捗状況などを把握しました。

(3) 「基本施策」の「課題と改善に向けた今後の方向性」について

指標や取組の進捗状況などを踏まえ、基本施策に対する今後の方向性や、事務事業、新しい取組を行うものなどについて、できるだけ具体的に記述することとしました。

3 旭川市社会教育基本計画に基づく評価手法

(1) 「成果目標」の評価について

基本目標ごとに、社会教育行政が、市民や地域などに関わり「どのような状況を目指したいのか」ということについて整理した「成果目標」を設定し、その進捗状況を数値で客観的に状況把握するために設定した、成果指標により評価しました。

別表の基準により、令和4年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、「未達成」指標については、前年度の実績値との比較結果を示しました。

(2) 「基本施策」の進捗状況について

基本施策の「主な取組」について、各事業の実績を把握するために設定した評価指標や施策事業の進捗状況などを踏まえ、成果や課題を把握しました。

(3) 「課題と改善に向けた今後の方向性」について

「主な取組」について、課題を整理し、今後の事業改善につながるよう、できるだけ具体的に記述することとしました。

〔別表 目標の評価〕

指標の達成状況		R 3 実績値との比較結果	
目標値(R 4)に達したもの	達成	—	
目標値(R 4)に達していないもの	未達成	R 3 実績値から向上したもの	↗ (向上)
		R 3 実績値と同じ, 又はR 3 実績値から低下したもの	↘ (低下)

4 第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価結果

基本施策	指標の達成状況				ページ
	達成	未達成		計	
		R 3 実績値との比較			
		↗ (向上)	↘ (低下)		
1 確かな学力を育成する教育の推進	6	3	2	11	9～13
2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進	2	8	3	13	14～21
3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進	2	2	0	4	22～25
4 子どもたちの安全対策の充実	1	2	0	3	26～28
5 教育環境の充実	4	3	1	8	29～33
6 学びを支える連携・地域との協働の推進	2	0	0	2	34～35
7 学校の教育力の向上	0	3	1	4	36～38
計	17 (37%)	21 (47%)	7 (16%)	45 (100%)	

※小・中学校別に設定されている指標については、それぞれ達成状況を把握し、評価しています。

5 旭川市社会教育基本計画に基づく評価結果

基本目標	指標の達成状況				ページ
	達成	未達成		計	
		R4実績値との比較			
		 (向上)	 (低下)		
1 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実	2	3	2	7	39～45
2 市民の学びを支える環境の整備	4	7	1	12	46～49
3 地域における学びの循環	1	2	5	8	50～54
4 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実	4	4	0	8	55～59
5 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成	2	1	3	6	60～63
計	13 (32%)	17 (41%)	11 (27%)	41 (100%)	

6 指標や取組の状況及び課題と改善に向けた今後の方向性

(1) 第2期旭川市学校教育基本計画

学校教育 基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進

本計画の基本理念を踏まえ、本市の児童生徒の学力向上に向け、各学校が共通して取り組む具体的な方策や、教育委員会が推進する学力向上に係る事業等をまとめ、「旭川市確かな学力育成プラン」を策定し、本プランに基づく取組を通じて、基礎的な知識・技能を確実に習得させ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成し、学びを人生や社会に生かそうとする力や人間性を涵養するなど、確かな学力を育む教育の充実を図ります。

また、子どもたちが、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、力強く未来を生き抜くことができるよう、他者と協働して課題を解決するための資質・能力を育むとともに、英語教育や情報教育などの新しい時代に求められる教育を推進します。

I 指標の状況

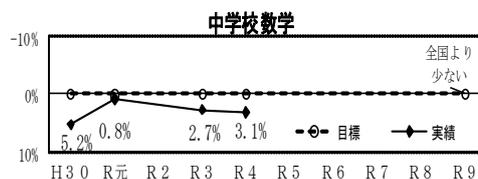
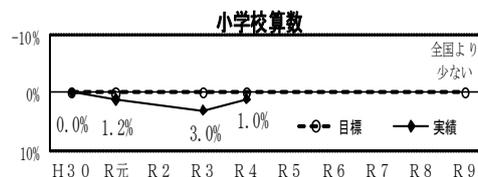
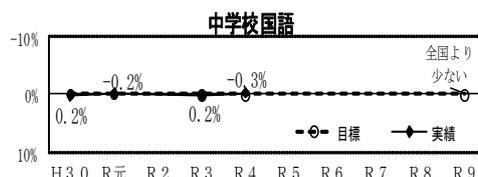
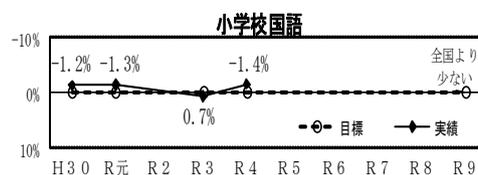
◆ 指標1

全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学において正答数を4つの階層に分けたうち、最も正答数の少ない層に該当する児童生徒の割合

	目標値(R4)	実績値(R4)	達成状況	R3実績値との比較
小学校(国語)	21.0%	19.6%	達成	—
(全国との差)		(-1.4%)		
中学校(国語)	21.3%	21.0%	達成	—
(全国との差)		(-0.3%)		
小学校(算数)	17.8%	18.8%	未達成	➡
(全国との差)		(1.0%)		
中学校(数学)	19.0%	22.1%	未達成	➡
(全国との差)		(3.1%)		

※ 令和2年度は、全国学力・学習状況調査が新型コロナウイルス感染症に係る状況等により実施されなかったため、目標値及び実績値はありません。

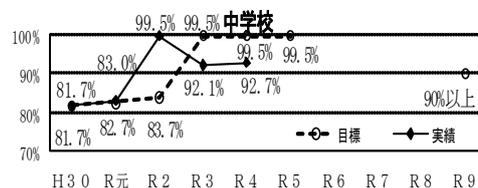
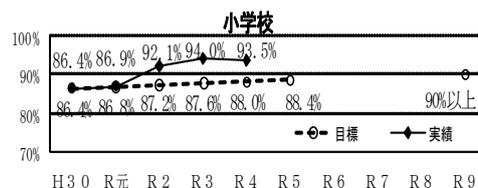
※ 右のグラフは、本市と全国の差を表したものです。



◆ 指標2

各教科等の授業において、課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合

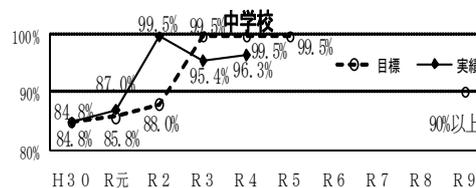
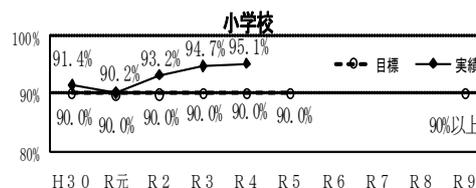
	目標値(R4)	実績値(R4)	達成状況	R3実績値との比較
小学校	88.0%	93.5%	達成	—
中学校	99.5%	92.7%	未達成	↘



◆ 指標 3

学習のきまりを守っている児童生徒の割合

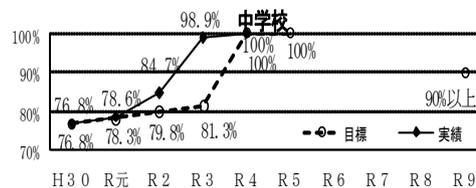
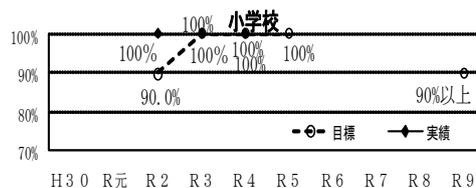
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	90.0%	95.1%	達成	—
中学校	99.5%	96.3%	未達成	↘



◆ 指標 4

英語の授業において、児童生徒の英語による言語活動を1単位時間の半分以上行っている教員の割合

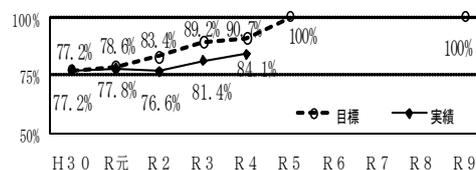
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	100.0%	100.0%	達成	—
中学校	100.0%	100.0%	達成	—



◆ 指標 5

児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合

	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
	90.7%	84.1%	未達成	↘



※ 第2期旭川市学校教育基本計画の当初の指標では、平成39年度（令和9年度）の数値を「90%以上」としていましたが、その後、国のGIGAスクール構想に伴い、児童生徒に1人1台の端末を整備することとしたため、全ての教員がICT活用を指導できるよう取組を進める必要があることから、平成39年度の数値を「100%」に修正し、令和元年度からの取組の点検・評価を実施することとしました。

II 取組の状況

取組 1 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

1 義務教育9年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成

各学校における義務教育9年間を見通した教育課程の編成・実施に資するよう、「教育課程編成の指針」を見直しました。

2 少人数学級編制の実施

児童の個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、生活習慣、学習習慣の早期定着や学年に応じた学力の定着を図ることを目的に、小学校1年生と2年生を対象に国や道の基準よりも少ない人数で学級を編制し、対象校に市費負担教員を配置しました。令和4年度は、1学級32人以下の学級編制を行い、1年生で6校、2年生で7校に市費負担教員を配置しました。

3 オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用

児童生徒の学びの状況に応じた補足的な学習や家庭学習を支援するため、オンラインサービスを利用した学習支援システムを導入していますが、効果的な活用を図るため、小・中学校教員向け研修を1回実施したほか、使用方法等についての説明動画を各学校へ提供しました。

4 教員の指導力向上を図る取組の推進

本市の教員と指導主事で構成する授業力向上プロジェクトチームにより、本市の児童生徒の実態を踏まえ、国語及び算数・数学の学習指導や、児童生徒の学習習慣・生活習慣の改善等に資する教職員向け指導資料を作成しました。

また、旭川市教育委員会主催の「学力向上研修会」を開催したほか、GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末を活用した指導方法に関する実践研究に取り組む学校を小学校3校、中学校3校指定し、その研究成果を広く市内に普及しました。

5 指導体制の充実と学習教材の整備

「あさひかわ子どもの学び人材リスト」に、新たに13人の外部人材を登録し、計352人に拡充しました。各学校では、各教科や総合的な学習の時間などで延べ284回の人材の活用が図られました。

また、本市の児童生徒の実態を踏まえ作成した「旭川市学力向上プリント集（国語編及び算数・数学編）」について、内容の充実を図りました。

取組2 新しい時代に対応した教育の推進

1 英語教育の推進

外国人英語指導助手（ALT）7人を小学校5・6年生の英語の授業に各学級9回、中学校の英語の授業に各学級9回派遣し、児童生徒が生きた英語に触れる機会の充実を図るとともに、英語に堪能な地域人材である小学校外国語活動サポーター4人を小学校3・4年生の外国語活動に各学級9回派遣し、英語学習の入門期に当たる指導の支援を行いました。

また、教員の英語力向上を図る、「小中学校教員英語力向上研修会」を長期休業中に2回開催し、延べ42名が参加するとともに、教員の指導力向上を図る「小学校教員英語研修会」を開催し、延べ38名が参加しました。

2 情報教育の推進

教員の指導力向上を図る「小学校プログラミング教育研修会」を開催し、プログラミングと各教科等の学習を関連させた授業の公開やプログラミングソフト「マイクログリット」を活用した具体的なプログラム作成の方法などについて協議を行い、参加者の理解を深めました。

さらに、「旭川市立小・中学校ICT活用実践事例集」や旭川市教育実践推進事業の指定校による実践資料の作成、小・中学校への周知を行い、各学校におけるICTを活用した教育実践の充実を図りました。

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

取組1 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

1 義務教育9年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成

各学校において、本指針を活用し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にした上で、教育課程の編成・実施が進められていますが、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立し、教育課程の充実・改善に努める必要があります。

そのため、令和5年度については、各学校の教育課程の改善に資するよう、旭川市の取組や義務教育9年間を見通すという視点で本指針の見直しを行うほか、各種研修会や学校訪問等を通して、本指針の一層の活用を促進します。

2 少人数学級編制の実施

「学習のきまりを守っている児童生徒の割合」については、小学校は95.1%、中学校は96.3%となっており、今後も継続した取組により、生活習慣や学習習慣の早期定着を図るとともに、学年に応じた基礎学力の定着を図る必要があります。令和5年度の目標値は、令和4年度の実績を踏まえ、引き続き小学校は90.0%、中学校は99.5%とすることとします。

国では小学校の第2学年以上の学級編制の標準を令和3年度から5年かけて段階的に35人に引き下げることとしており、北海道教育委員会でも35人以下学級編制を国に先行して学年進行で導入しています。

本市においても、これまで独自に少人数学級編制を実施してきていますが、教員のなり手不足が続く中、必要な市費負担教員の確保が大きな課題となっていることから、少人数学級編制の実施に当たっては、今後もこうした国や北海道教育委員会の動向を踏まえながら、教員の確保に取り組むことが必要です。

また、研修機会の確保等により市費負担教員の資質能力の向上に努め、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。

3 オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用

児童生徒の基礎的・基本的な学習の定着を図るため、授業での活用や予習・復習など児童生徒が自ら計画的に取り組む家庭学習の支援として、オンラインサービスを利用した学習支援システムを導入していますが、効果的な活用を図り、児童生徒個々の学びの状況に応じた指導や支援が必要です。

そのため、小・中学校の教員向けの研修を実施し、授業や家庭学習におけるオンラインサービスを利用した学習支援システムの活用促進を図ります。

4 教員の指導力向上を図る取組の推進

「各教科等の授業において、課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合」は、小学校は93.5%、中学校は92.7%となっており、今後も自ら学びに向かう能力等の育成に向け、教員の指導力向上を図る必要があります。

そのため、令和5年度は、引き続き授業力向上プロジェクトチームを設置し、本市児童生徒の実態を踏まえた指導資料等を作成し、正答数の少ない層に該当する児童生徒の指導や支援の充実を図るとともに、教員の授業力向上に資する研修会を開催するほか、1人1台端末を活用した指導方法など、教育課題の解決に向けた実践研究に取り組む学校の指定による好事例の普及などを行い、教員の指導力の向上を図ります。

5 指導体制の充実と学習教材の整備

各学校において、地域の人材を活用した学習活動や個に応じた指導が進められていますが、今後も、基礎的・基本的な知識・技能の習得や主体的に学習に取り組む態度の育成に向け、外部人材を含めた指導体制の充実を図り、学習教材の整備を進める必要があります。

そのため、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」の拡充を図り、各学校における外部人材の活用を促進するとともに、学生ボランティア等の人材を引き続き各学校へ派遣し、指導体制の充実を図ります。また、本市の児童生徒の実態を踏まえ、「旭川市学力向上学習プリント集」を作成するとともに、各学校に配付し、授業や家庭学習で活用できる学習教材の整備に努めます。

取組 2 新しい時代に対応した教育の推進

1 英語教育の推進

「英語の授業において、児童生徒の英語による言語活動を1単位時間の半分以上行っている教員の割合」は小学校、中学校共に100%であり、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した指導の充実が図られています。

引き続きALTや地域人材を小・中学校に派遣するとともに、授業で身に付けた力を試す場として、児童生徒対象のイングリッシュ・チャレンジ教室による児童生徒の興味・関心を高める機会を提供します。また、「小学校教員英語研修会」のほか、「小中学校教員英語力向上研修会」を開催し、教員の指導力向上を図ります。

2 情報教育の推進

「児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合」は、84.1%となっており、ICTを活用した学習活動の充実に向け、教員の指導力の向上を図る取組が必要です。

そのため、引き続き、教員向けの研修会を開催するほか、旭川市教育実践推進事業の指定校等による先進的な取組を市内小・中学校に普及するなど、各学校におけるICTの効果的な活用や指導技術の習得を図る研修の支援に努めます。

学校教育 基本施策2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるなど人権尊重の意識や、他人を思いやる心や生命を尊重する心、自己肯定感や自己有用感、感性や想像力など、豊かな情操を培い、豊かな心を育む教育の充実を図ります。また、「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施するなど、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

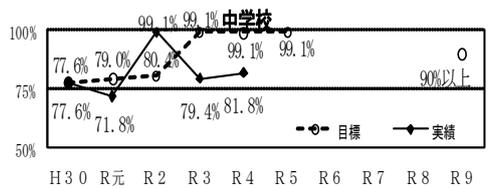
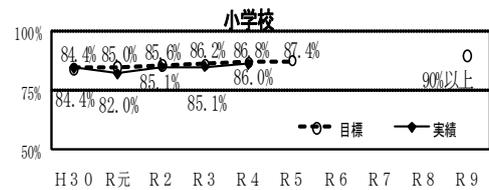
子どもたちが、生涯を通じて健康で安全に活力ある豊かな生活を送ることができるよう、児童生徒の体力の向上や健康の保持増進、食育や学校給食の充実など、健やかな体を育む教育の充実を図ります。

I 指標の状況

◆ 指標6

自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合

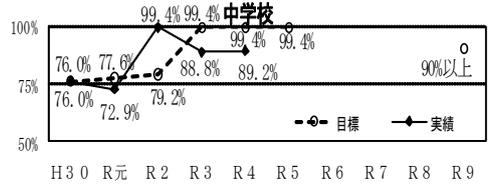
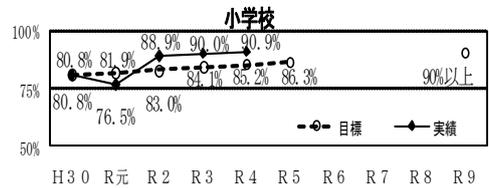
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	86.8%	86.0%	未達成	↘
中学校	99.1%	81.8%	未達成	↘



◆ 指標7

進んで仲間と関わり、自分の考えを深めたり、広げたりしている児童生徒の割合

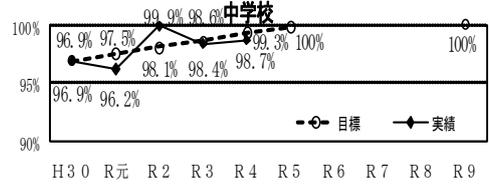
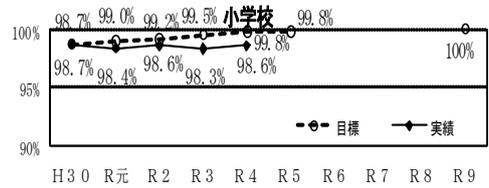
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	85.2%	90.9%	達成	—
中学校	99.4%	89.2%	未達成	↘



◆ 指標8

いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合

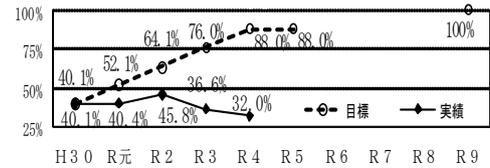
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	99.8%	98.6%	未達成	↘
中学校	99.3%	98.7%	未達成	↘



◆ 指標 9

専門機関や医療機関等において、相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合

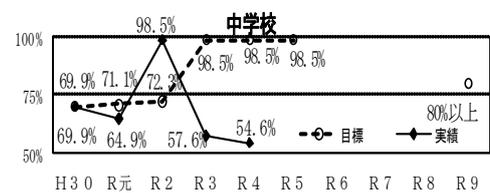
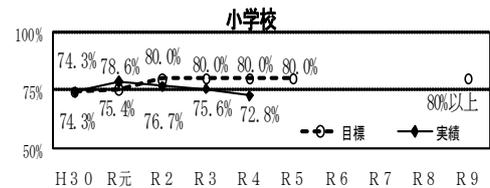
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
	88.0%	32.0%	未達成	▼



◆ 指標10

学校の授業時間以外に、普段読書をしている児童生徒の割合

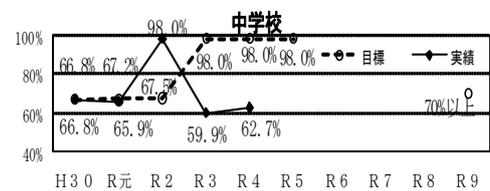
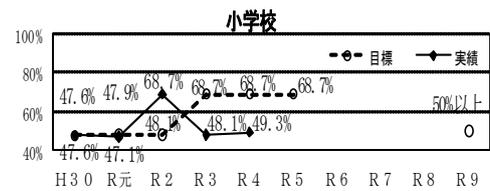
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	80.0%	72.8%	未達成	▼
中学校	98.5%	54.6%	未達成	▼



◆ 指標11

1週間当たりの総運動時間(体育・保健体育の授業を除く)が7時間以上の児童生徒の割合

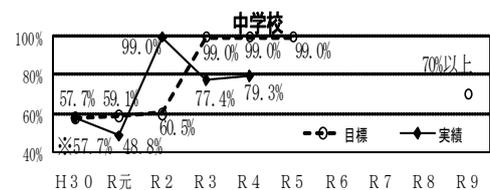
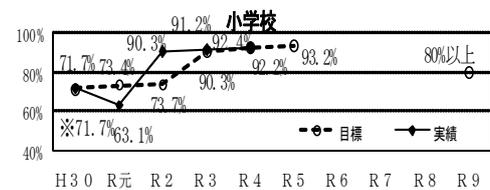
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	68.7%	49.3%	未達成	◁
中学校	98.0%	62.7%	未達成	◁



◆ 指標12

学校給食が好きだと思う児童生徒の割合

	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	92.2%	92.4%	達成	—
中学校	99.0%	79.3%	未達成	◁



※ 実績値は平成29年度

Ⅱ 取組の状況

取組3 豊かな心を育む教育の充実

1 道徳教育の充実

小・中学校の教員を対象に、オンデマンド形式による「道徳研修会」を開催し、小学校34校、中学校17校から60人の教員が参加しました。道徳科の授業の充実と改善等の講義を通して、指導方法や評価の在り方について理解を深めました。

2 部活動や体験活動の充実

部活動については、各学校において、生徒の自主的、自発的な参加の下、技能や体力の向上はもとより、異学年交流等による望ましい人間関係づくりなど、部活動の教育的意義を踏まえた活動が行われました。

体験活動については、自然体験活動やボランティア活動などを「教育課程編成の指針」に基づき編成した教育課程に位置付け、充実した取組が行われました。また、学校訪問や教育課程編成協議会等の各種研修会において、体験活動を効果的に位置付けた「教育課程編成の指針（総則編）」、「教育課程編成の指針（特別活動編）」の活用を促しました。

3 地域の教育資源の活用

「あさひかわ子どもの学び人材リスト」については、新たに13人を追加し計352人の登録、「あさひかわ子どもの学び施設リスト」については、新たに1施設を追加したため、計83施設の登録となり、両リストを各学校に配付しました。

各学校では、人材リストに登録している外部人材を、延べ284回、施設リストに登録している施設を、延べ193回活用するなど、地域の教育資源を効果的に活用した取組が行われました。

取組4 いじめや不登校等への対応の充実

1 「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進

「生活・学習Actサミット」を開催し、全ての中学校の生徒会役員63人が参加して、「(仮称)いじめ防止条例に児童生徒の心構えを記載するとしたら、どのような内容にするとよいか」及び「いじめの相談には、どのような方法があるとよいか」をテーマに協議しました。その後、協議に基づき、各中学校区ごとに中学校の生徒会が小学校の児童会と連携し、各学校で児童生徒が主体となったいじめの未然防止の取組を推進するとともに、取組の成果を「旭川市内児童会・生徒会共通チャンネル」で交流しました。

「旭川市いじめ防止等対策委員会」を23回開催し、重大事態に関する調査及び「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定について等の協議を行うとともに、「旭川市いじめ防止等連絡協議会」を2回開催し、いじめの未然防止に向けた本市の取組等について専門的な知見から助言をいただき、今後の取組の方向性について検討を行いました。さらに、オンデマンド形式及び遠隔形式で開催した「生徒指導研究協議会」においては、教職員や保護者等332人が参加し、いじめ問題の対応や不登校児童生徒への支援、自殺予防の取組等について理解を深めました。

いじめや不登校等の未然防止・早期解消に向け、中学校全26校へのスクールカウンセラーの配置や小学校全52校へのスクールカウンセラーの派遣を行い、児童生徒及び保護者の相談に対応しました。

2 不登校児童生徒への支援の充実

スクールカウンセラーを小・中学校に配置及び派遣し、不登校児童生徒の心理的な安定や悩みの解消などの取組や保護者等の相談支援体制の充実を図りました。

また、旭川市適応指導教室(ゆっくらす)では、不登校児童生徒の学校復帰を促すとともに学習機会を確保するため、児童生徒の実態に即した学習や体験活動等を行い、49人が通室をしました。

さらに、不登校あるいはその傾向にある児童生徒の保護者を対象に「不登校を共に考える講演会」を開催し、33人の参加者があり、不登校及びその傾向にある児童生徒への理解を深めました。

取組5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実

1 文化芸術に親しむ機会の提供

小学校6年生を対象としたミュージカル「人間になりたがった猫」の鑑賞をオンデマンド形式で実施しました。

また、和楽器の専門家を市内中学校等に派遣し、和楽器に関する学習の充実を図る伝統文化体験事業を19校で実施するなどして、児童生徒に文化芸術の素晴らしさを体感させるとともに、教員の指導力向上を図る和楽器の実技研修会を開催しました。

2 読書活動の充実

全ての小・中学校に兼務を合わせ学校司書51人を配置し、学校図書館の環境整備、児童生徒への資料の紹介や調べ活動のサポート等を行い、学校図書館としての機能の充実と、児童生徒の読書活動が推進されたほか、教員の教材研究での利用など、学校図書館が有効に活用されました。

また、学校司書を対象とした研修会を1回実施し、学校司書の資質・能力の向上を図りました。

3 各種大会選手派遣費の一部補助及び旭川市教育奨励賞の表彰

全国・全道大会に出場した小学生103人、中学生510人の交通費や宿泊費の一部について補助を行い、保護者の負担を軽減するとともに、体育・文化活動の取組を支援しました。

また、学校及び地域社会で、体育・文化活動において優れた実績を挙げた生徒2名と1団体に旭川市教育奨励賞を授与するとともに、全国大会の実績等をホームページに掲載し、全国の舞台で輝かしい成績を挙げていることなどを周知しました。

4 地域の教育資源の活用（再掲）

※基本施策2の取組3（16ページ）に掲載

5 部活動の充実（再掲）

※基本施策2の取組3（16ページ）に掲載

取組6 学校体育と学校保健の充実

1 体力や運動能力の向上、運動習慣の定着に向けた教員の指導力を高める取組の推進

児童生徒の体力・運動能力の向上や運動習慣の定着に向け、1校1実践の取組を推進するとともに、運動部活動の充実のほか、本市の冬の自然を生かし全ての小・中学校においてスキー学習を実施しました。

また、体育専科教員による講義を通じて、体育の授業や体力づくりの取組などについて、理解を深める「体力向上研修会」を開催し、各学校の体力向上を担う教員等59人が参加しました。

2 健康の保持増進を図る取組の推進

児童生徒の疾病の早期発見、早期治療につなげるため、学校保健安全法に基づく保健指導や定期健康診断を行うとともに、尿検査、心電図検査、脊柱側湾症検査、結核検査について、精密検査に係る費用の一部を助成し、保護者の負担軽減を図りました。また、薬物が心身に及ぼす影響について学ぶ「薬物乱用防止教室」を全ての小・中学校で実施しました。

環境衛生に関しては、学校環境衛生基準に基づく学校内の換気や保温、採光、照明、水質などの環境衛生検査を行い、健康的な学習環境の確保に努めました。

学校保健に関わる教職員の知識や技術の向上に関しては、学校訪問を行い、管理職や養護教諭に保健室の運営等について、指導・助言を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、学校、保護者との連携による児童生徒の健康観察の継続などの感染症対策を行うとともに、感染拡大防止のため、全ての小・中学校に校舎内の消毒・清掃に必要な物品を配備しました。

3 各種大会選手派遣費の一部補助及び旭川市教育奨励賞の表彰（再掲）

※基本施策2の取組5（17ページ）に掲載

取組7 食育と学校給食の充実

1 食に関する指導の充実

食文化に関する知識や理解を深めることができるよう、毎月、全ての小・中学校に給食指導資料を配付するとともに、栄養教諭が食育の一環として給食を活用する場合を想定し、食料の生産や流通、食習慣などについて給食献立を踏まえた指導資料を作成するなど、学校における食に関する指導の充実を図りました。

また、国内外の食文化などについて学ぶ機会として、台湾料理である「ルーローハン」「ルオポータン（大根スープ）」「小籠包」「ライチゼリー」を提供しました。

2 地産地消の取組の推進

地産地消を推進するため、全ての小・中学校の給食において旭川産米粉を使用したパンを36回、メニューを17回提供するとともに、郷土の旬を味わう日として農業団体等と連携し、旭川産りんご「つがる」を小学校に、旭川産新米「ゆめぴりか」を全ての小・中学校に、また、地元生産者からの寄附を受けた牛肉を使用したメニューを小・中学校20校に提供しました。

3 安全・安心な学校給食の提供

東旭川学校給食センターでは、半数の受配校で卵アレルギーに対応する除去食又は代替食の提供を開始しました。

また、学校給食の調理従事者等に対する研修会及び書面研修会を8月、10月及び1月に開催し、学校給食の調理における衛生管理、安全管理の徹底を図りました。

4 給食費の公会計化の推進

令和元年度に国から示された「学校給食費の公会計化に関するガイドライン」を受け、業務システムや出納事務、予算管理など、公会計化に係る課題等について整理するとともに、他都市における公会計化に係る状況の把握や業者等からの情報収集などを行いました。

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

取組3 豊かな心を育む教育の充実

1 道徳教育の充実

「自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合」は、小学校で86.0%、中学校で81.8%でした。また、「進んで仲間と関わり、自分の考えを深めたり、広げたりしている児童生徒の割合」は、小学校で90.9%、中学校で89.2%となっており、今後も、自己肯定感や人間関係力、自他を大切にす心や生命を尊重する心などの醸成や育成が大切です。

そのため、各学校において、全ての教育活動を通じて、児童生徒のよさを認め励ます指導や、仲間と互いに理解し、信頼し助け合うなどの人間関係に配慮した指導の充実を図るとともに、児童生徒一人一人が自分事として捉え、深く考え、議論する教育活動の充実を図ります。また、「教育課程編成の指針（特別の教科 道徳編）」の活用を促進するとともに、授業参観や研究協議による「道徳

科研修会」を開催し、指導方法や評価などの理解を深めます。

2 部活動や体験活動の充実

部活動については、学校や各関係団体等と連携を図り、今後の本市の部活動の在り方等について検討するとともに、各学校において、部活動の教育的意義を大切にされた指導を継続します。

体験活動については、「小学校教育課程編成協議会」等の研修会において、体験活動を各学年に位置付けた「教育課程編成の指針」を活用し、効果的な指導への教職員の理解を深めます。

3 地域の教育資源の活用

各学校においては、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」に登録されている地域人材や施設等が活用されていますが、一層の活用を促し、教育活動の充実を図る必要があります。

そのため、「教育課程編成の指針」に記載している活用例に基づき、幅広い教科等で地域の人との触れ合いや施設訪問などの豊かな心や情操を育む学習活動が充実するよう、新たな地域資源を発掘し、人材及び施設リストの拡充を図ります。

取組4 いじめや不登校等への対応の充実

1 「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進

「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童生徒の割合」は、小・中学校共に9割を超えています。児童生徒一人一人がいじめについて考え、いじめを許さないという意識を高めるとともに、全ての小・中学校において、「旭川市いじめ防止基本方針（令和4年3月改定）」や令和4年度の児童生徒の実態等を踏まえて見直しを行った「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市や教育委員会、学校、関係機関等の連携の下、いじめの防止等のための対策について一層の強化を図る必要があります。

そのため、管理職や生徒指導担当者を対象とした教育委員会主催の研修を開催するとともに、全ての小・中学校を対象としたいじめ対策に係る学校訪問による指導助言を行い、いじめの未然防止等に係る教職員の指導力及び学校の対応力の向上を図るほか、小・中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣や「生活・学習Actサミット」、「旭川市いじめ防止等連絡協議会」、「旭川市いじめ防止等対策委員会」及び「生徒指導研究協議会」の開催など、「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の充実を図ります。

なお、「旭川市いじめ防止基本方針」については、令和5年7月の制定を予定している「（仮称）旭川市いじめ防止条例」等を踏まえて全面的に見直しを行い、令和5年度内を目途に改定します。

2 不登校児童生徒への支援の充実

各学校における未然防止等に向けた取組や支援とともに、当該児童生徒や保護者が、それぞれの状況に応じて、専門機関や医療機関等による専門的な相談・指導等を受けることのできる機会を確保・提供する必要があります。

そのため、各学校、スクールカウンセラー及び旭川市適応指導教室（ゆっくらす）、子ども総合相談センター等が相互に連携を深め、当該児童生徒や保護者へ関係機関を周知し、相談等を受けることができるよう一層の働きかけを行うなど、不登校児童生徒への相談支援体制の充実を進めます。

取組5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実

1 文化芸術に親しむ機会の提供

ミュージカルやコンサート鑑賞、中学校への和楽器の専門家の派遣等を実施していますが、今後も児童生徒が文化芸術に触れ、その素晴らしさを体感することができる機会を提供する必要があります。

そのため、小学校6年生を対象としたミュージカル鑑賞教室や中学生を対象としたコンサート鑑

賞を実施するとともに、中学校に和楽器の専門家を派遣し、音楽の授業の充実と教員の指導力向上を図ります。

2 読書活動の充実

「学校の授業時間以外に、普段読書をしている児童生徒の割合」は、小学校では72.8%、中学校では54.6%となっており、今後も読書活動を通じて、児童生徒の人間性や教養、想像力等を育むとともに、教育課程の効果的な実施に寄与する必要があります。

そのため、令和5年度の目標値は、令和4年度に引き続き、小学校は80.0%、中学校は98.5%とし、今後も学校司書を全ての小・中学校に継続配置するとともに、学校司書を対象とした研修会の実施や学校図書館の蔵書充実等、児童生徒の読書環境を整備します。

3 各種大会選手派遣費の一部補助及び旭川市教育奨励賞の表彰

体育・文化活動の分野において、引き続き、全道・全国大会に出場する児童生徒の交通費や宿泊費の一部補助を行うとともに、優れた実績を挙げた児童生徒又は団体を対象に、「旭川市教育奨励賞表彰」を授与します。

4 地域の教育資源の活用（再掲）

※基本施策2の取組3（19ページ）に掲載

5 部活動の充実（再掲）

※基本施策2の取組3（19ページ）に掲載

取組6 学校体育と学校保健の充実

1 体力や運動能力の向上、運動習慣の定着に向けた教員の指導力を高める取組の推進

「1週間当たりの総運動時間（体育・保健体育の授業を除く）が7時間以上の児童生徒の割合」が、小学校で49.3%、中学校で62.7%であったことから、児童生徒が運動の楽しさやよさを実感し、進んで運動に親しむよう、運動習慣の定着を図るとともに、児童生徒が体力や運動能力の向上を図る指導を充実する必要があります。

そのため、引き続き、体育の授業の工夫・改善や1校1実践、運動部活動等の取組を推進します。

また、児童生徒の体力の向上や運動習慣の改善を図る取組事例等を紹介する教員研修会を開催し、教員の指導力の向上を図ります。

2 健康の保持増進を図る取組の推進

児童生徒の健全な成長に資するよう、健康の保持増進のための取組を継続的に行う必要があることから、学校保健安全法に基づく保健指導や定期健康診断を適切に行うとともに、精密検査が必要な場合の費用の一部助成を継続し、保護者の負担軽減を図ります。

また、薬物が心身に及ぼす影響について学ぶ「薬物乱用防止教室」を継続するとともに、健康的な学習環境の確保のため、学校環境衛生基準に基づく各種検査を行います。

学校保健に関わる教職員の知識や技術向上の取組については、養護教諭等を対象とした「学校保健研修会」を開催します。

新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に移行したことから、改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、換気の確保など感染症対策を適切に行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう努めます。

3 各種大会選手派遣費の一部補助及び旭川市教育奨励賞の表彰（再掲）

※基本施策2の取組5（20ページ）に掲載

取組 7 食育と学校給食の充実

1 食に関する指導の充実

「学校給食が好きだと思える児童生徒の割合」については、小学校で92.4%、中学校で79.3%となっており、今後は、メニュー等の改善、工夫と併せ、児童生徒が学校給食を通じて、食に対する興味を持ち、望ましい栄養バランスや食習慣の重要性、地域の農産物、世界や国内各地の食文化などに関する知識や理解を深めていくことが必要です。

2 地産地消の取組の推進

児童生徒が、学校給食を通じて地元産の食材や食文化に対する知識を養っていくことは、地域振興はもとより、ふるさと旭川への愛着を育む上でも重要です。

そのため、引き続き、旭川産のりんごや新米など郷土の旬を味わう日の実施により、生産者との交流を通じて地元産の食材に関する理解を深めるなど、地産地消の取組を推進します。また、旭川産の米粉を使用したパンや料理については、給食メニューとして定着していますが、米粉に関する指導資料の作成など、より理解を深めるよう取り組みます。

3 安全・安心な学校給食の提供

食に対する意識の高まりや食物アレルギーを有する児童生徒の増加などに伴い、学校給食における安全、安心の確保がより一層重要になっています。

そのため、給食調理施設の適切な維持管理や職員研修の実施などにより、引き続き、衛生管理、安全管理の徹底を図るとともに、マニュアル等に基づき、アレルギー事故や異物混入事故等の未然防止などに取り組みます。

4 給食費の公会計化の推進

給食費の公会計化は、教職員の負担軽減や会計処理に係る透明性の確保のため必要な取組であり、財源や人員の確保、システムの構築など多くの課題を整理した上で速やかに進めていく必要があります。引き続き、学校や関係部局と公会計化に向けた協議・調整を進め、公会計化の具体的な手法やスケジュール等について決定していきます。

学校教育 基本施策3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進

旭川の豊かな自然や産業、伝統や文化、多様な人材や施設など、恵まれた教育資源を活用した体験活動や取組などを推進し、子どもたちが自分やふるさとのよさを知り、自己の将来や社会づくりに生かすことができる、地域に根ざしたキャリア教育の充実を図ります。

教育上特別の支援を必要とする児童生徒や帰国・外国人児童生徒等をはじめ、全ての子どもたちが持つ能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、協調性や多様性を尊重し、一人一人のニーズに対応した教育の充実を図ります。

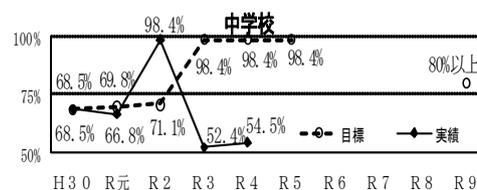
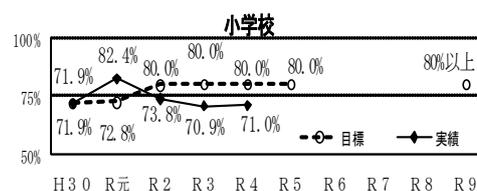
I 指標の状況

◆ 指標13

授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会のある児童生徒の割合

	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	80.0%	71.0%	未達成	↘
中学校	98.4%	54.5%	未達成	↘

※ 第2期旭川市学校教育基本計画の当初の指標では、「旭川市の人材や施設等を効果的に活用するなど、特色ある教育活動に取り組んでいる学校の割合」としておりましたが、児童生徒への調査の結果に基づき平成30年度の数値を把握していたため指標の修正を図り、令和元年度からの取組の点検・評価を実施することとしました。



◆ 指標14

特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合

	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	100.0%	100.0%	達成	—
中学校	100.0%	100.0%	達成	—



II 取組の状況

取組8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実

1 ふるさと旭川への理解を深める学習の充実

学習指導要領の内容を踏まえ、社会科副読本「あさひかわ（令和4年度版）」を小学校3年生に配付しました。

また、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」を各学校に配付するとともに、教員向け研修会等において両リストの活用を促しました。

さらに、NPO法人によるバスレンタル事業により、小学校の教科等における旭山動物園の活用促進を図り、ふるさと旭川の特徴を生かした教育活動に取り組みました。

2 ふるさと旭川のよさを生かしたキャリア教育の充実

児童生徒が各教科の学習や学校行事等の体験的な活動を振り返って記録し、自身の成長等を自己評価することができるキャリア・パスポートAsahikawaの効果的な活用を促しました。

また、教育課程編成協議会等の研修会において、「教育課程編成の指針（特別活動編）」や「教育課程編成の指針（総合的な学習の時間編）」に基づき、地域の教育資源を効果的に活用した職場体験や職業講話等を各学校のキャリア教育の計画に位置付けるとともに、活動内容の充実について理解を深めました。

取組9 一人一人のニーズに対応した教育の充実

1 特別支援学級・通級指導教室の開設や特別支援教育専門員及び特別支援教育補助指導員の配置

令和4年度は、小学校267学級、中学校122学級の合計389学級の特別支援学級及び26校36教室の通級指導教室を開設しました。

また、特別支援教育に精通した特別支援教育専門員を学務課に1人、小学校39校に68人、中学校18校に18人の特別支援教育補助指導員を配置し、そのうち、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、小学校に14人、中学校に2人の看護師の配置を行い、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援に努めました。

2 特別支援教育等に関する研修会の開催

全ての小・中学校において、児童生徒の実態に応じた支援を図る校内研修を実施しました。

また、特別支援教育に関する理解を促進するため、「特別支援教育コーディネーター研修会」を4回開催し、特別支援教育等を担当する教員延べ243人が参加し、資質・能力の向上を図りました。

3 子ども総合相談センター等との連携

子ども総合相談センター等の関係機関と連携し、特別な配慮が必要な児童生徒や就学相談について、継続して情報共有を行うとともに、愛育センターなど関係機関や幼稚園・保育所等の職員及び保護者を対象に、就学に関する説明会を実施しました。

4 児童生徒の多様性への配慮や帰国・外国人児童生徒への支援

各学校における人権教育の取組のほか、「性の多様性に関する研修会」を開催し、教諭及び養護教諭36人を対象に、性同一性障害や性の多様性に関する講演等を通じて、児童生徒への指導や教育相談における配慮等について、理解を深めました。

また、帰国・外国人児童生徒が在籍する学校では、担当教員の個別指導に加え、退職教員等のボランティアの配置や音声翻訳機を整備し、帰国・外国人児童生徒が学校生活に円滑に順応できるよう支援しました。

5 幼児教育との接続を図るスタートカリキュラムの充実

「教育課程編成の指針（総則編）」の中にスタートカリキュラムの編成を新たに位置付け、各学校に配付するとともに、小学校では入学した児童が学校生活へ順応できるよう、本資料に基づいてスタートカリキュラムの見直しを行いました。

また、小学校教育課程編成協議会等の研修会において、幼稚園教育要領のねらいや内容、幼稚園や認定こども園等との連携の意義や、入学した児童が安心感をもち、自分の力で学校生活を送ることができるよう学習環境を整えることの重要性について理解を深めました。

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

取組 8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実

1 ふるさと旭川への理解を深める学習の充実

「学校の授業や授業以外で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会のある児童生徒の割合」は、小学校では71.0%、中学校では54.5%となっており、今後も、各学校において、旭川の教育資源を活用した特色ある教育活動の一層の充実に努め、児童生徒が旭川についての理解を深め、愛着と誇りを持つことができるよう取組を進める必要があります。

そのため、令和5年度の目標値は、令和4年度の実績を踏まえ、小学校及び中学校共に、80%以上とすることとし、今後も、社会科副読本「あさひかわ」を小学校3年生に配付するとともに、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」の充実や、バスレンタル事業の提供による旭山動物園の活用の促進に努めます。また、「教育課程編成協議会」等の研修会を通して、各学校の教育課程に、旭川の教育資源を効果的に位置付けるよう指導・助言し、ふるさと旭川の特徴を生かした教育活動の充実に図ります。

2 ふるさと旭川のよさを生かしたキャリア教育の充実

各学校では、キャリア教育の指導計画等を作成し、キャリア・パスポートAsahikawaの活用や体験活動などにより、キャリア教育の充実に努めてきましたが、今後も地域に根ざしたキャリア教育を推進する必要があります。

そのため、キャリア・パスポートAsahikawaの活用を促進するとともに、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」の効果的な活用を図り、旭川の人材や教育資源等を教育課程に位置付け、計画的・組織的にキャリア教育を推進します。

取組 9 一人一人のニーズに対応した教育の充実

1 特別支援学級・通級指導教室の開設や特別支援教育専門員及び特別支援教育補助指導員の配置

特別な支援が必要な児童生徒や保護者のニーズ、支援の状況を把握し、各学校へ特別支援教育に関するアドバイスや研修実施等を行う特別支援教育専門員を派遣するほか、医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師配置も含めた特別支援教育補助指導員を状況に応じ各学校へ配置します。

2 特別支援教育等に関する研修会の開催

「特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合」は、小・中学校共に100%となりましたが、多様化する児童生徒の教育的ニーズを把握し適切な指導、支援を行うためには、特別支援教育を担当する教員はもとより、全ての教職員が、自校の児童生徒の情報共有を図るとともに、特別支援教育に関する研修を継続的に行う必要があります。

そのため、令和5年度の目標値は、令和4年度の実績を踏まえ、100%を維持することとし、今後は、引き続き、学校の要請に応じて特別支援教育担当指導主事や特別支援教育専門員を派遣するなど、校内研修の充実に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育補助指導員の研修会を実施し資質・能力の向上を図ります。

3 子ども総合相談センター等との連携

特別な教育的ニーズのある児童生徒が就学前から学齢期にかけて必要な支援を受けるためには、教育・保健・福祉等、複数の関係機関の連携が必要です。

そのため、引き続き関係機関との情報共有や説明会の実施と併せて、保護者向けの分かりやすい資料を作成・配付するなど、幼児期から学齢期における成長段階や、一人一人の特性に応じた切れ目のない支援の充実に図ります。

4 児童生徒の多様性への配慮や帰国・外国人児童生徒への支援

今後も、児童生徒一人一人の個性が尊重され、よさや可能性が発揮できるよう、多様性への配慮に関する研修会を開催し、教職員の理解を深め、指導力の向上を図るとともに、退職教員等のボランティアの配置や音声翻訳機の整備等により、帰国・外国人児童生徒に対し、きめ細かな指導ができるよう支援の充実を図ります。

5 幼児教育との接続を図るスタートカリキュラムの充実

各小学校においては、入学した児童が円滑に学校生活へ順応できるよう、スタートカリキュラムが整備され、その充実が図られていますが、幼稚園教育要領のねらいや内容や児童一人一人の発達等を踏まえ、幼児教育との円滑な接続の下、指導内容や指導方法の一層の工夫に努める必要があります。

そのため、引き続き、各学校に「教育課程編成の指針（総則編）」や「教育課程編成の指針（生活編）」の活用を促すとともに、幼稚園や認定こども園等の意見などを参考にしたスタートカリキュラムの改善を通して、入学後の指導の充実を図ります。

学校教育 基本施策4 子どもたちの安全対策の充実

子どもたちの安全を確保し、安心して学ぶことができるよう、学校安全計画や危機管理マニュアル等の不断の見直し・改善を図り、危機管理体制を整備し、学校安全に係る取組を推進します。

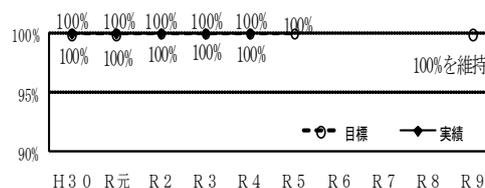
子どもたちが、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質・能力を育む安全教育の充実を図ります。また、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、交通安全や防犯に関する教育、自然災害も含めた防災訓練を実施するとともに、登下校時の安全確保などの安全対策の充実を図ります。

I 指標の状況

◆ 指標15

学校安全計画の検証・見直しをしている学校の割合

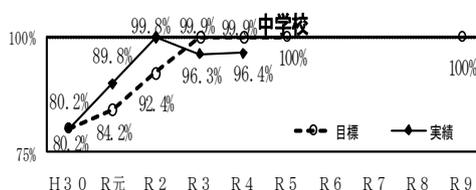
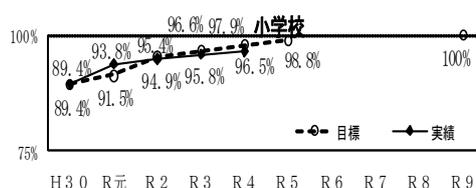
目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
100.0%	100.0%	達成	—



◆ 指標16

自他の安全に気を付けて生活している児童生徒の割合

	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	97.9%	96.5%	未達成	↘
中学校	99.9%	96.4%	未達成	↘



II 取組の状況

取組10 危機管理体制の整備

1 危機管理対策マニュアル等に基づく危機管理の徹底

関係機関と連携して、気象情報等について各学校へ情報を提供し、児童生徒の確実な安全確保に向けた注意喚起を行うなど、危機の未然防止に努めました。

また、各学校において、事故及び災害等の未然防止や、事故発生時の適切な対応が行われるよう、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行い、教職員の事故対応等に関する共通理解と体制整備に努めました。

2 教育情報セキュリティ対策の徹底

文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく教育情報セキュリティ対策の徹底のため庁内協力体制を構築するとともに、全学校で教育情報セキュリティに係るガイドラインを作成し、教育情報の取扱い等について校内研修で理解を深めました。

取組 1 1 安全教育と安全対策の充実

1 安全教育の推進

全ての小・中学校において、交通安全教室、防犯教室や防犯訓練、火災や地震、風水害を想定した避難（防災）訓練を実施し、児童生徒が事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動ができるよう、実践的な態度や能力の育成に努めました。

2 通学路の安全確保や安全対策の推進

学校の通学路における安全確保を図るため、警察や道路管理者、地域等と連携し10箇所の合同点検を行い、対応策の検討、改善を進めました。加えて、交通ルールやマナーに関する情報提供や防災安全部主催の「わかば教室」など交通安全に関わる事業の周知等を行いました。

児童生徒が安心して学校へ通い地域で過ごすことができるよう、町内会や市民委員会防犯部等の関係団体と連携し、子ども110番の家の旗を1,871件設置するとともに、公用車20台を子ども110番の車に指定し、運行しました。また、全ての小・中学校において、PTAや学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動を行うとともに、安全マップの更新や見直しを行いました。

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

取組 1 0 危機管理体制の整備

1 危機管理対策マニュアル等に基づく危機管理の徹底

「学校安全計画の検証・見直しをしている学校の割合」は100%であり、全ての小・中学校で実施されていますが、事故等の発生や近年多発している自然災害への対応などを踏まえ、児童生徒の生命や身体を守ることができるよう不断に危機管理の徹底を図る必要があります。

そのため、今後も、各学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの検証・見直しを継続し、危機の未然防止や状況に応じた取組の充実を図ります。

2 教育情報セキュリティ対策の徹底

情報セキュリティに対する危機管理の徹底を図るため、教育情報セキュリティの重要性などについて、教育情報セキュリティ管理者等を対象とした研修会を実施し周知徹底を図るとともに、各学校の校内研修等を通じて教職員一人一人の理解の深化や意識を高める取組を進めます。

取組 1 1 安全教育と安全対策の充実

1 安全教育の推進

「自他の安全に気を付けて生活している児童生徒の割合」は、小学校では96.5%、中学校では96.4%となっていますが、今後も、引き続き、各学校において、児童生徒の危険予測・回避能力等を育成する安全教育の充実を図る必要があります。

そのため、令和5年度の目標値は、令和4年度の実績を踏まえ、小学校は98.8%、中学校は99.9%とし、各学校において、警察等の関係機関と連携した防犯教室、交通安全教室等の各種安全教室や避難訓練を実施し、児童生徒の実践的な態度や能力を育成するなど、安全教育の充実を図ります。

2 通学路の安全確保や安全対策の推進

児童生徒が安全に通学したり、地域で過ごしたりできるよう、引き続き、家庭や地域と協力し、児童生徒の安全・安心を確保する必要があります。

そのため、引き続き、「旭川市通学路安全プログラム」に基づく、通学路の合同点検を実施するとともに、子ども110番の家・車の取組のほか、各学校におけるPTAや学校支援ボランティア等と協力した登下校時の見守り活動や、安全マップの更新・見直しを行います。

学校教育 基本施策5 教育環境の充実

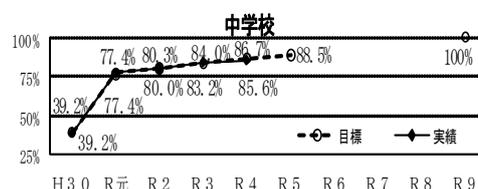
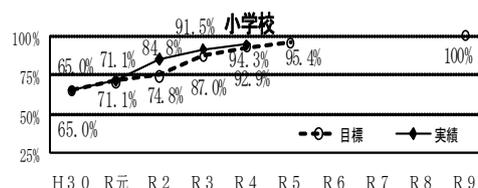
子どもたちが質の高い教育を安心して受けることができるよう、教材・教具やICT環境の整備、学校施設や設備の整備、耐震化、適正な学校規模の確保などを計画的に進めるとともに、就学援助制度による保護者の経済的負担を軽減する取組を進めるなど、教育環境の充実を図ります。

I 指標の状況

◆ 指標17

大型提示装置の整備率（普通教室＋特別教室）

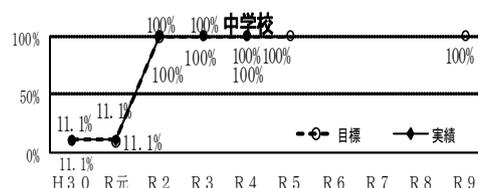
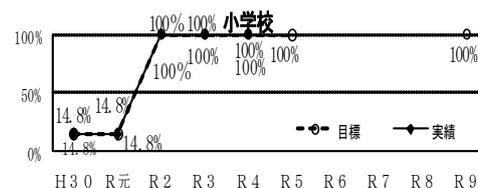
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	92.9%	94.3%	達成	—
中学校	86.7%	85.6%	未達成	↘



◆ 指標18

無線LAN環境を整備済みの学校の割合

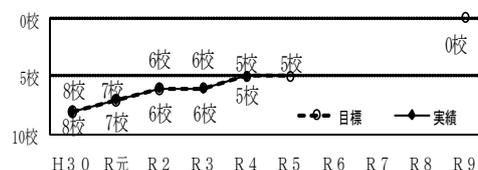
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	100.0%	100.0%	達成	—
中学校	100.0%	100.0%	達成	—



◆ 指標19

耐震性のない、又は、耐震診断未実施の学校数

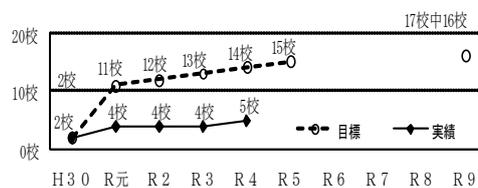
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
	5校	5校	達成	—



◆ 指標20

適正な学校規模の確保

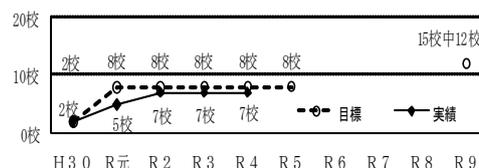
	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
	17校中14校	17校中5校	未達成	↘



◆ 指標21

小・中学校の通学区域の整合性

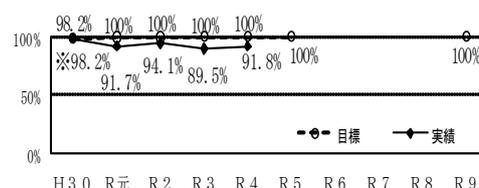
目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
15校中8校	15校中7校	未達成	▲



◆ 指標22

就学援助制度を知っている割合

目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
100.0%	91.8%	未達成	△



※実績値は平成29年度

II 取組の状況

取組12 教材・教具の整備

1 教育課程の実施に要する教材・教具やICT環境の整備

教育課程の実施に必要な教材や施設管理に係る一般備品、学校維持管理に必要な消耗品等を整備しました。理科教育設備整備費等補助金を活用し、小学校10校、中学校5校に、理科・算数及び数学に関する教育教材を整備しました。

また、「国の2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえ、大型提示装置を小学校の普通教室及び特別教室の94.3%、中学校の普通教室及び特別教室の85.6%に整備しました。

取組13 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進

1 施設整備の改修・修繕

学校施設の長寿命化及び維持管理の適正化などを推進するため、校舎・体育館などの建物をはじめ、電気、給水、暖房等の各設備のほか、グラウンドの遊具について各学校と連携しながら必要な改修や修繕を実施し、児童生徒の教育環境の充実を図りました。

2 法定点検等の実施

小学校52校及び中学校26校（うち小中併置校3校）で建物本体や各設備の建築基準法に基づく法定点検を実施するとともに、電気、給水、暖房、消防、遊具の各種点検や施設、設備、石綿材、フロン使用箇所、樹木、落雪等の日常点検を実施し、児童生徒の安全確保及び学校施設の適正な維持管理を図りました。

3 校舎等の増改築・大規模改修の実施

耐震性のない校舎・体育館の増改築工事や設計等のほか、老朽化した暖房設備・給水設備の大規模改修工事を実施し、児童生徒の教育環境の整備を図りました。

改築については、東栄小学校のグラウンド整備工事、千代田小学校及び豊岡小学校校舎の増改築

工事等、永山西小学校の増改築の実施設計等を実施しました。

耐震改修については、日章小学校及び明星中学校校舎の耐震改修の実施設計を実施しました。

大規模改修については、西御料地小学校校舎の暖房設備改修工事、東町小学校及び愛宕東小学校の暖房設備改修工事、陵雲小学校及び神居東中学校の給水設備改修工事のほか、老朽化した神居東小学校のプール解体工事を実施しました。

取組 1 4 小・中学校の適正配置の推進

1 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進

「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、令和4年度までに、児童生徒が減少した5校の統廃合と、進学先中学校が複数に分かれている小学校7校について通学区の見直しを行いました。

統廃合対象校の保護者を対象としたアンケート等により保護者や地域の意向を確認したほか、児童数が減少し、保護者や地域と統廃合の合意が得られた旭川第1小学校を、令和4年度末をもって閉校し、旭川小学校に統合しました。

2 廃校校舎等の跡利用

統廃合により廃校となった校舎等の跡利用に向け、廃校校舎等の情報を旭川市の公式ホームページ等に掲載するなど、廃校校舎等を有効活用するため、跡利用希望者を募集しました。

また、旧旭川第2中学校について、令和3年度に選定した利活用候補者に対し、校舎、体育館等の貸付けを行ったところであり、現在は私立高等学校の第2校舎として利活用されています。

取組 1 5 教育機会均等のための経済支援

1 就学援助の実施

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助認定基準に該当する保護者に、学用品費や修学旅行費、学校給食費等を支給しました。

就学援助認定者数は、小学校では2,296人、中学校では1,290人となっています。

2 特別支援教育就学奨励費事業の実施

特別支援学級及び通級指導教室等に在籍する児童生徒（生活保護、就学援助を受けている児童生徒を除く。）の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、世帯の収入に応じ、学用品費や修学旅行費、学校給食費等を支給しました。

特別支援教育就学奨励費認定者数は、小学校では818人、中学校では284人となっています。

3 子育て支援会議等への参画

子育て支援会議幹事会に参画し、子どもの貧困対策に関わる課題や子ども・保護者を取り巻く状況等の情報共有を図りました。

4 オンラインサービスを活用した学習支援

コロナ禍においても、経済的な理由によらず、全ての児童生徒に学びの保障を行うため、学校の臨時休業や出席停止などの際に児童生徒にタブレット端末の貸出しを行い、オンラインサービスを活用した学習支援を行いました。

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

取組 1 2 教材・教具の整備

1 教育課程の実施に要する教材・教具やICT環境の整備

各学校が教育課程を適切に実施できるよう、引き続き、各学校の状況や予算に応じ、学習指導要領に即した教材・教具の整備や、国の「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」等を踏まえた取組を進める必要があります。

そのため、理科教育設備整備等補助金を活用した理科実験用教材等の計画的な整備のほか、プログラミング教育用教材の効率的な活用など、学校の教育環境の充実を図ります。

取組 1 3 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進

1 施設整備の改修・修繕

本市の学校施設は、建築後30年以上が経ち、老朽化が進んでいる建物が多いことから、引き続き、校地・校舎の維持及び良好な教育環境の保持に向け、必要な改修や修繕を実施していく必要があります。

そのため、今後も各学校施設の老朽化等の状態を把握しながら、適宜、改修や修繕を行うとともに、将来、増加が見込まれるこれらの費用の平準化を図るため、「旭川市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設等の整備や維持に係る取組を推進します。

2 法定点検等の実施

児童生徒の安全確保及び学校施設の適正な維持管理を行うため、建築基準法に基づく法定点検をはじめ、他の法令等に基づく各種点検や日常点検などを実施し、施設設備の改善等を図っていく必要があります。

そのため、建築士等の有資格者による建築基準法に基づく法定点検、委託等による各種点検及び学校と連携した日常点検を継続して実施します。

3 校舎等の増改築・大規模改修の実施

「耐震性のない、又は、耐震診断未実施の学校数」は、目標値の5校に達したものの、児童生徒の安全な教育環境及び学校生活の確保に向けては、耐震化を早期に完了させるとともに老朽化対策を確実に実施していく必要があります。

そのため、各学校施設の老朽化等の実態や適正配置の進捗状況、費用の平準化等を踏まえた上で、耐震性のない校舎・体育館の増改築工事及び耐震補強工事並びに老朽化した暖房・給水設備等の大規模な改修工事を実施し、学校施設の整備を推進します。

取組 1 4 小・中学校の適正配置の推進

1 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進

学校の統廃合や通学区域の見直しは、保護者や地域の合意を得て進めることとしていますが、実施に前向きな意見がある一方、教育環境が変わることや通学区域が遠くなること、学校がなくなることについての心配や現状規模の学校を望む意見もあり、様々な意見がある中で、合意を得るに至っていない学校や地域があります。

今後も、児童生徒のより良い教育環境の整備について、保護者や地域と議論を深め、合意を得て、学校の統廃合や通学区域の見直しを進めます。

2 廃校校舎等の跡利用

統廃合により廃校となった校舎等の跡利用に向け、廃校校舎等の情報を旭川市の公式ホームページ

ジなどへ掲載するなど、跡利用希望者を募集し、廃校校舎等の有効活用を促進します。
また、旧雨紛中学校については、売却に向けて公募することとし、跡利用を促進します。

取組 15 教育機会均等のための経済支援

1 就学援助の実施

平成30年度の指標の数値は、子育て支援部が実施した調査結果に基づいていますが、「第2期旭川市学校教育基本計画」の策定を期に、状況の改善に向け、より詳細な保護者の実態を把握するため、令和元年度以降は、小・中学校全学年の保護者を対象に新たな調査を実施しています。令和4年度の調査結果では、「就学援助を知っている割合」が91.8%と前年度より約2%上昇しました。必要な人が確実に受給できるよう、引き続き就学援助制度の周知に取り組みます。

本調査では、就学援助制度の認知の有無のほか、認知した方法や今後の効果的な周知の方法等も調査項目としており、令和4年度の結果を踏まえ、これまで行っている全保護者への制度案内の配付やホームページでのお知らせ等を継続するほか、保護者へのより効果的な周知方法について検討を進めます。

今後も、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や修学旅行費、学校給食費等、学校教育に係る費用の一部を支援する就学援助を継続します。

2 特別支援教育就学奨励費事業の実施

特別支援学級及び通級指導教室等に在籍する児童生徒の保護者へ特別支援就学奨励費事業の制度案内を配付するとともに、保護者の申請に基づき、学用品費や修学旅行費、学校給食費等、学校教育に係る費用の一部を支援することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

3 子育て支援会議等への参画

子ども・保護者を取り巻く状況の情報共有等を行い、適切な支援につなげることができるよう、引き続き、子育て支援会議等に参画するなど子育てに関わる関係部局や関係機関と連携を進めます。

4 オンラインサービスを活用した学習支援

経済的な理由によらず、全ての児童生徒に学びの保障を行うため、新型コロナウイルス感染症等による学年閉鎖及び学級閉鎖や出席停止などの際に児童生徒にタブレット端末の貸出しを行い、オンラインサービスを活用した学習支援を引き続き実施します。

学校教育 基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進

「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」に基づき、中学校区の小・中学校が連携し、9年間を見通した系統的な教育活動や小学校から中学校への円滑な接続など、小中連携・一貫教育に取り組みます。

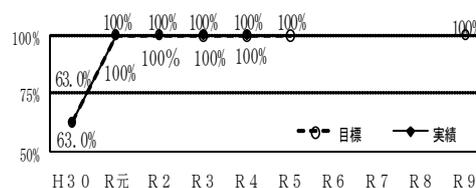
この中学校区での連携の充実をベースとして、学校と地域が力を合わせて子どもたちを育むコミュニティ・スクールの導入・充実に取り組み、学びを支える学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

I 指標の状況

◆ 指標23

中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ、教科の接続を図っている割合

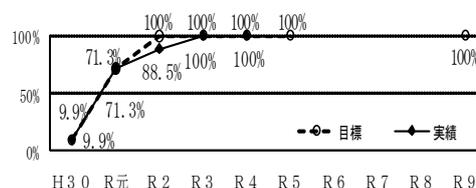
目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
100.0%	100.0%	達成	—



◆ 指標24

中学校区で学校運営の基本方針の一部又は全部を共通で設定しているコミュニティ・スクールの割合

目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
100.0%	100.0%	達成	—



II 取組の状況

取組16 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

1 小中連携・一貫教育の取組の充実

小中連携・一貫教育推進プラン実践シートを配付するとともに、教育委員会の担当職員が各小・中学校に訪問し、中学校区の状況を踏まえた助言を行うことで、9年間を見通した教育活動の推進を図りました。

2 コミュニティ・スクールの推進

学校運営協議会委員を対象とした研修会をオンラインで開催し、コミュニティ・スクールの意義や役割、本市の状況及び好事例についての理解を深めました。また、教育委員会の担当職員が学校訪問を通して、地域の実態に応じた助言を行い、取組の充実を図りました。

3 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進（再掲）

※基本施策5の取組14（31ページ）に掲載

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

取組16 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

1 小中連携・一貫教育の取組の充実

「中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ、教科の接続を図っている割合」は100%であり、取組の充実が図られています。今後も、リーフレット等による本取組の方向性の提示や、必要に応じての学校訪問での助言を行い、成果の維持を図ります。

2 コミュニティ・スクールの推進

「中学校区で学校運営の基本方針の一部又は全部を共通で推進しているコミュニティ・スクールの割合」は100%であり、取組の推進が図られています。今後も、研修会による好事例等の紹介や学校訪問での助言等により、成果の維持を図ります。

3 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進（再掲）

※基本施策5の取組14（32ページ）に掲載

学校教育 基本施策7 学校の教育力の向上

「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」に基づき、子どもたちの豊かな学びや成長に向け、教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康で生き生きと子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進します。

教職員のキャリアステージに応じた研修や倫理観を高める研修などの実施により、教職生活の全体を通じて学び続ける教師を支援し、実践力や専門性などの資質・能力の向上に取り組み、学校の指導体制の充実を図ります。

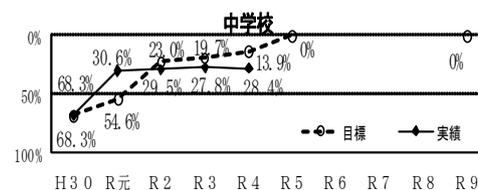
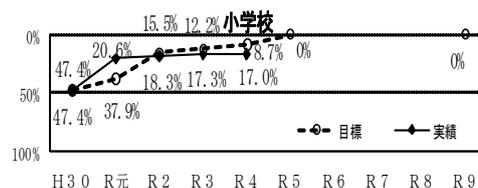
I 指標の状況

◆ 指標25

1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合

	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	8.7%	17.0%	未達成	↗
中学校	13.9%	28.4%	未達成	↘

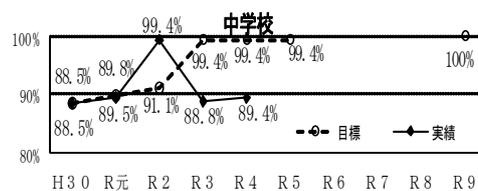
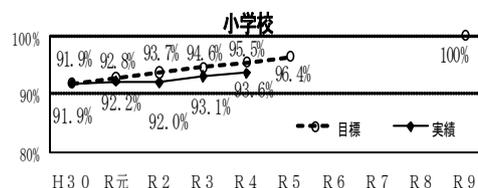
※ 第2期旭川市学校教育基本計画の当初の指標では、「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員の割合」としていましたが、国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」等を踏まえ修正を図るとともに、平成30年度の数値についても新たな指標に基づき修正を図り、令和元年度からの取組の点検・評価を実施することとしました。



◆ 指標26

授業の内容がよく分かる児童生徒の割合

	目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3 実績値との比較
小学校	95.5%	93.6%	未達成	↗
中学校	99.4%	89.4%	未達成	↗



II 取組の状況

取組17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

1 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組の実施

教職員の勤務時間の客観的な把握や教職員を対象とした意識調査のほか、学校閉庁日を夏季及び冬季休業期間中に9日間以上設定する取組を実施しました。また、教職員の負担を軽減し、学校や教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備のため、スクール・サポート・スタッフ、外国語活動サポーター、部活動指導員などの専門スタッフ等の配置を促進するなど、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」に掲げる目標の達成に向け、学校と教育委員会が連携して取

組を進めました。

取組 18 学校における指導体制の充実

1 教員の指導力向上を図る研修の充実

性の多様性や児童虐待防止、ICTの活用などの新たな課題に係る研修会の実施に取り組んだほか、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、オンデマンド研修や遠隔による研修の機会を増やすなど実施方法の工夫改善に取り組みました。また、「旭川市教員研修計画」に基づき、経験年数に応じた法定研修や本市の教育課題等に対応する専門性や実践的指導力を高める研修を実施しました。

2 教職員の服務規律の保持

教職員一人一人が教育公務員としての倫理観を高めるよう各種研修において教職員の服務に関する内容を取り扱うとともに、校長会議等において、服務規律の保持に関する周知啓発を行いました。また、各学校において効果的な取組が継続して実施されるよう、個人情報紛失やわいせつ行為、交通事故や交通違反などの不祥事の未然防止に関する各種通知の発出や、コンプライアンス確立月間の設定などに取り組みました。

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

取組 17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

1 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組の推進

「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」に掲げた各種取組を実施したことにより、「1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合」については、小学校では17.0%、中学校では28.4%となり、前年度と比較すると小学校では0.3ポイント減少しましたが、中学校では0.6ポイント増加したことから、教職員の超過勤務の状況を一層改善できるよう、引き続き、学校における働き方改革を推進していくことが必要です。

そのため、令和5年度の目標値は、同プランで設定している目標などを踏まえ、小学校は0.0%、中学校は0.0%とし、学校や教職員が本来担うべき業務に専念できる環境整備や、部活動指導に関わる負担軽減、勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実及び教育委員会による学校サポート体制の充実を推進します。

取組 18 学校における指導体制の充実

1 教員の指導力向上を図る研修の充実

「授業の内容がよく分かる児童生徒の割合」については、小・中学校いずれも約9割が肯定的な回答ですが、さらにより多くの児童生徒が授業の内容がよく分かると実感できるよう、教員の指導力向上を図ることが重要です。

そのため、「旭川市教員研修計画」に基づき、経験年数に応じた法定研修である初任段階教員研修（1年次～5年次）や中堅教諭等資質向上研修のほか、学校運営や生徒指導に関する研修、旭川市教育委員会主催の「小中学校教員英語力向上研修会」などの各種研修会を開催するとともに、北海道教育委員会や上川教育研修センター、旭川市教育研究会等の関係機関・団体との連携により、多様なニーズに応える研修の機会を提供します。

2 教職員の服務規律の保持

不祥事の未然防止を図り、服務規律の保持を徹底するためには、一人一人の教職員に自覚と意識改革を促すことが重要です。

そのため、過去に発生した事案の背景や要因を分析するとともに、教育委員会と学校が不祥事の根絶に向けた意識を共有し、各種研修において服務規律に関する指導を行うとともに、不祥事防止に関する通知を発出するほか、各学校において校長による個別指導や校内組織による研修を実施し、教職員一人一人が自ら考え、話し合うなど、組織的・計画的に服務規律の保持に係る取組を継続して実施します。

(2) 旭川市社会教育基本計画

社会教育 基本目標 1 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

【成果目標 1】子育て世代や高齢期などの人生における各段階で直面する課題や社会的な課題を解決できるよう、学びに関する情報提供を行うとともに、様々な学びのニーズに応えることができるよう学習機会の充実を図る。

I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
社会的な課題やライフステージに対応した課題を解決するための講座の受講者数	社会教育課	4,150人	863人	未達成	▲
	公民館事業課	120,307人	42,111人	未達成	◇
	中央図書館	251人	100人	未達成	◇
	科学館	55,090人	77,917人	達成	—
<p>社会教育課^{*1}</p> <p>生涯学習フェアまなびピアあさひかわの来場者数(人)</p>		<p>公民館事業課</p> <p>公民館事業の参加人数(人)</p>			
<p>中央図書館</p> <p>読書講演会、子育て支援絵本講座の参加者数(人)</p>		<p>科学館</p> <p>各種実験実習イベント参加者数(人)</p>			
成果指標 2		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
社会的な課題やライフステージに対応した課題を解決するための講座への参加者の満足度	公民館事業課	82.6%	72.9%	未達成	▲
<p>講座参加者へのアンケート調査の結果(講座内容が役に立った)(%)</p>					
成果指標 3		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
まなびネットあさひかわのアクセス件数	社会教育課	145,125件	158,690件	達成	—
<p>旭川市生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」のアクセス件数(件)</p>					
成果指標 4		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
家庭教育の支援に関する講座への参加者数	公民館事業課	8,257人	2,226人	未達成	◇
<p>家庭教育支援講座の参加人数(人)</p>					

*1 R 2, 3は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から調査未実施

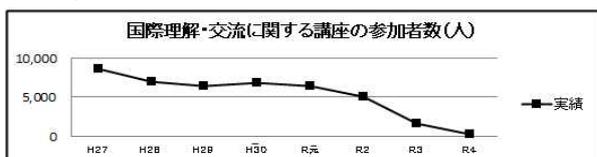
【基本施策 1 - 1 多様なニーズに対応した学習機会，学習情報の提供】

主な取組 1 - 1 - 1 現代的・社会的な課題やニーズに対応した学習の推進

1 国際化に伴う異なる文化・習慣への理解の促進

- ・社会教育課では，生涯学習フェアを開催し，都市交流課と連携して，国際交流員が外国の文化を紹介する講座や，JICA海外協力隊の活動や活動地域の食文化を紹介するパネル展を実施しました。
- ・公民館では，JICA等と連携して，ブラジルでの支援事業やアメリカの文化や言語に触れる講座を実施し，国際交流に関心を持つきっかけとなる学習機会を提供しました。

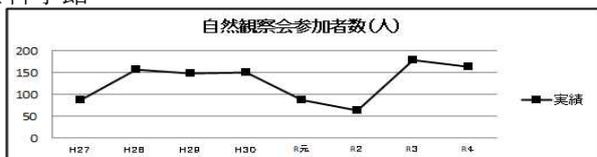
※公民館



2 身の周りや地球規模での資源・環境問題への理解の促進

- ・社会教育課では，生涯学習フェアにおいて，環境部と連携し，食品ロスに関する講座や不法投棄防止等に関するパネル展を実施しました。また，「大雪山カムイミンタラジオパーク構想」の推進を目指し，大雪山や柱状節理，氷瀑，アイヌの伝説が残る立岩・人喰い刀岩等，地域資源を題材とした講座やツアーを実施しました。
- ・公民館では，環境アドバイザーや生ごみマイスター等との連携・協力により，ヒグマの出没状況や生態から野生生物との関わりを学ぶ講座や，生ごみ堆肥づくりを通したごみの減量を学ぶ講座等を開催し，自然・環境に関する理解や啓発を図りました。
- ・科学館では，常設展示のデジタル地球儀「いまの地球とみらいの地球」を用いた「科学館 de SDGs」を通して，環境問題をはじめとした地球規模の様々な課題やSDGsについて解説しました。また，自然観察会や自然体験活動を実施し，旭川周辺の生き物や外来生物の脅威について学ぶ機会を提供しました。

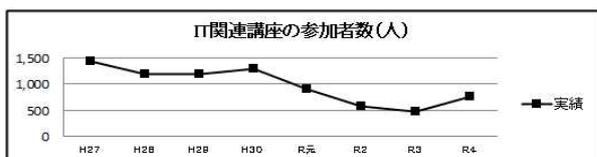
※科学館



3 情報化に伴うICTの利活用の促進

- ・公民館では，文書作成等を学ぶパソコン講座のほか，市民がICTを活用できるようスマートフォンの安全な使い方を学ぶ講座を実施し，知識や技術を習得するための学習機会を提供しました。
- ・科学館では，主に小中学生を対象に「親子ではじめるプログラミング講座」や「マイクロビットであそぼう」，「中高生のためのプログラミング教室Python入門講座」を，成人の初心者を対象に「パソコン基礎講座」や「はじめてのスマートフォン講座」を開催しました。

※公民館

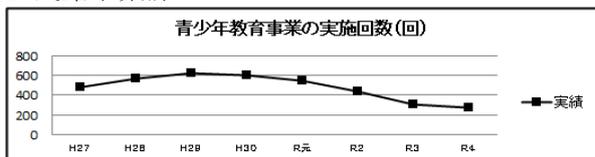


主な取組 1-1-2 ライフステージに応じた学習機会の充実

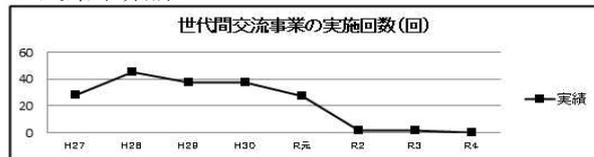
1 幼児、青少年期の生きる力を身に付ける学習機会の提供

- ・社会教育課では、モデル地域における地域学校協働活動として、小学校のクラブ活動の講師を地域の方が担うことで、児童が地域の自然環境や歴史、地域にどのような活動をしている方がいるのかを知る機会や、中学校での地域の魅力を発信する動画づくりにおいて、生徒が民間の映像制作会社からレクチャーを受ける機会をコーディネートしました。
生涯学習フェアでは、出展団体と連携してクイズラリーを実施し、会場近隣の小学校にクイズラリーの用紙を配布して、子どもたちが楽しく学べるよう工夫しました。
- ・公民館では、自然散策やものづくり、料理などの体験事業に加え、地域住民の協力の下で農業体験を実施するなど、様々な知識や経験を身に付ける機会を提供しました。
- ・図書館では、子どもたちがゲームや絵本を通して楽しみながら、SDGsやアメリカの文化・言語等を学ぶことができる講座を実施しました。
- ・彫刻美術館では、小学生が楽しみながら彫刻を体験する「こども彫刻教室」を開催し、木を使って自由に形を創作したり、木製のしおりやマグネットを製作したりする講座を実施したほか、小中学校に彫刻美術館所蔵の彫刻作品を展示する彫刻巡回展示や彫刻に関する出前講座を実施しました。

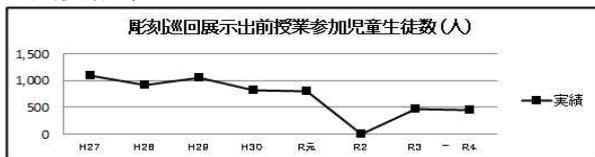
※公民館事業課



※公民館事業課



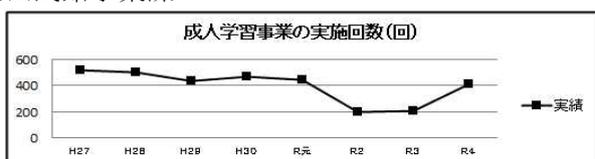
※彫刻美術館



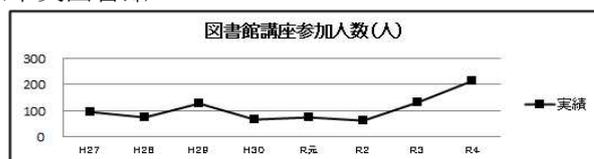
2 成人期のキャリアアップや趣味、教養に関する学習機会の提供

- ・社会教育課では、生涯学習フェアにおいて、他部局や出展団体と連携し、展示や体験、講演会などを通して国際理解や資源・環境問題、異文化、食など様々な学びを提供しました。
- ・公民館では、健康やニュースポーツ、金融、ICTに関する学習等、趣味や教養に関する幅広い分野の講座を実施しました。
- ・図書館では、子どもへの読み聞かせのコツや絵本の選び方を学ぶ講座や、旭川市にゆかりのある作家等の講演会、図書館の蔵書を使い家庭栽培のコツを学ぶ講座を開催しました。
- ・彫刻美術館では、小中学校での彫刻巡回展示を通して、児童生徒の保護者や地域の方にも彫刻作品に触れてもらう機会を提供しました。

※公民館事業課



※中央図書館

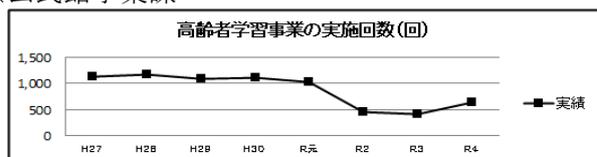


3 高齢期の生きがいづくりなどに関する学習機会の提供

- ・社会教育課では、生涯学習フェアにおいて、ダンス等の発表や作品展示、学んだ成果のパネル展示など、高齢期の団体が取り組む様々な学びの情報を提供しました。
- ・公民館では、年間カリキュラムに基づき、各公民館の百寿大学やシニア大学を中心に、高齢者が社会と関わりを持ちながら豊かに人生を過ごせるよう、高齢者の仲間づくりとともに、一般教養

や軽スポーツ等の講座を実施しました。

※公民館事業課

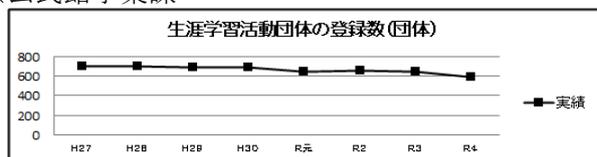


主な取組 1-1-3 学習機会の選択を支援する情報提供の充実

1 講師情報や活動団体に関する情報の提供

- ・社会教育課では、生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」において、講師・指導者や団体の情報を提供しました。また、講師等から提供された具体的な指導プログラムを掲載した「あさひかわ学びの応援講座」を作成し、小中学校や子育て支援センターなどに配布しました。
- ・公民館では、公民館を拠点に生涯学習活動を行う団体の情報をインターネットで紹介するとともに、館内掲示や公民館だより等の紙媒体で情報提供を行ったほか、活動団体と連携し、体験・見学会を実施しました。

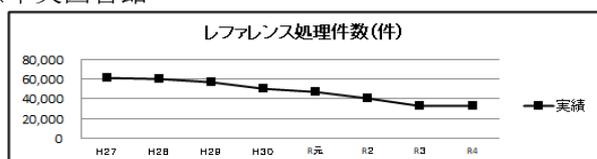
※公民館事業課



2 課題解決を支援する各種情報の提供

- ・社会教育課では、市民が子育てやまちづくりなどの課題について学習する機会として、市や民間の講師が実施している出前講座を「あさひかわ学びの応援講座」に掲載し、ホームページや冊子で周知しました。
- ・図書館では、日常生活に関する調べものから、家庭では調べられないような専門的なものまで様々なニーズに対応する各種資料とそれらの情報を提供する図書館司書を配置し、レファレンスサービスを提供しました。

※中央図書館



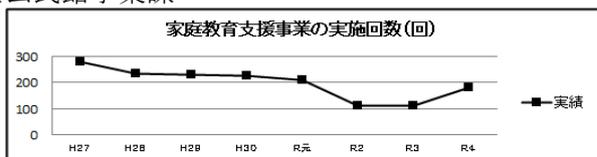
【基本施策 1-2 子育てをする家庭の教育力の充実】

主な取組 1-2-1 親や保護者の育ちを支援する取組の充実

1 家庭教育に関する学習機会の充実

- ・社会教育課では、他市町村の事例発表や交流を通して家庭教育支援について学ぶ講座を、北海道教育委員会が主催する事業に合わせて実施したほか、保護者等が家庭教育について学ぶ活動に対して助言し、補助金を交付しました。
- ・公民館では、小学生の保護者向けにアンガーマネジメント講座の実施や、親子参加の講座など保護者が集まる機会に、子どもの頃における家庭や地域等での様々な体験活動の大切さなどの情報提供を行ったほか、子育てサロンでは、地域住民の協力の下、子育て相談や保護者同士の交流により、家庭教育について振り返る機会を提供しました。

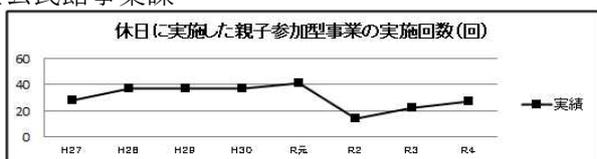
※公民館事業課



2 父親の家庭教育への参加を支援する取組の充実

- ・公民館では、親子参加型事業の一部を土曜日や日曜日に開催することで、父親も参加しやすい環境づくりを行いました。

※公民館事業課



主な取組 1-2-2 親や保護者を孤立させない環境の整備

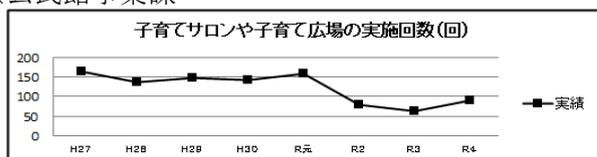
1 交流会やサークル情報等の提供

- ・社会教育課では、公民館で開催された親子陶芸教室に合わせて、体験活動の重要性や生活習慣、SNSの利用等家庭教育に関する情報を提供しました。
- ・公民館では、子育てに関する講座や育児サークルの情報を、インターネット等で提供しました。

2 子育て中の親や保護者のネットワークづくりの支援

- ・社会教育課では、北海道教育委員会が主催する家庭教育ナビゲーター養成講座を周知・運営し、新たに7人がナビゲーターに認定されました。
- ・公民館では、地域の民生委員児童委員連絡協議会等と連携して実施する子育てサロン等を通じて、保護者や妊婦からの子育て相談や保護者同士の交流の機会となるよう支援しています。

※公民館事業課



Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

令和4年度は、旭川市社会教育基本計画の「中間見直し」を実施し、事業の成果目標を明確にするとともに、事業の点検・評価方法について見直しを行いました。

利用者数や参加者数など行政の取組を見取る「活動指標」、事業の結果を通じて生じる人々の意識や行動の変化を見取る「成果指標」を設定し、令和5年度以降は、事業終了時に参加者アンケートを実施するほか、旭川市が隔年で実施している「旭川市民アンケート調査」や「市政モニター制度」を活用しながら、市民の意識や行動の変容を把握していくとともに、成果目標である「市民が人生の各段階で直面する課題や社会的な課題を解決できる」かどうかを視点に事業の在り方を検討します。

<1-1-1 現代的・社会的な課題やニーズに対応した学習の推進>

- 社会教育課で実施した生涯学習フェアにおける来場者アンケートでは、異文化や資源・環境問題について学び続けたいと回答した来場者の割合は約95%と高く、引き続き、他部局と連携しながら、展示や体験、講座等様々な方法で社会的課題や参加者のニーズにあった学びを提供していきます。

ジオパーク構想推進事業の一環として実施した事業の参加者アンケートでは、題材とした地域資源について学ぶことができたという回答した参加者の割合は約90%でしたが、参加者が少ないものもあったため、ジオパーク関連事業の定着化とホームページやチラシ、SNS等を使った活発な周知活動を行います。

- 公民館では、外国語や異文化の学習を通して国際理解を深め、国際交流に関心を持つきっかけとなるよう、関係機関のノウハウを活用し、講座を実施していきます。

資源・環境問題に関する講座は、ごみや自然等の身近な話題を通してSDGsや持続可能な社会づくりについて考えるきっかけとなるよう、内容を検討していきます。

ICT講座については、スマートフォン講座のニーズが高いことから、引き続き実施するとともに、使いだけでなく、詐欺等のトラブル防止も含めた学習機会の充実に努めていきます。

- 科学館で実施するSDGsや自然関連の事業については、参加者の関心が高く、継続的に実施する必要があります。実施に当たっては、専門的な知識と実績を有する研究者や専門家の確保だけでなく、継続的な取組に向けた能力を持つ職員を配置していきます。また、参加受入人数に限りがあり、ニーズに対応できていないことから、外部協力や他部局との連携により実施回数や1回当たりの受入人数を増やすことを検討します。

ICTの利活用やデジタルデバイドの解消については、受講者のニーズが高く継続的な開催が求められています。レベルに応じた段階的な講座の開催が必要であり、指導者側にも一定のレベルが必要とされるため、人材を継続的に確保していくことを検討します。また、成人の初心者向け講座には、マンツーマンに近い対応が必要となる場合が多いことから、ボランティアとの協働により人材の安定的な確保を図ります。

<1-1-2 ライフステージに応じた学習機会の充実>

- 社会教育課が実施した生涯学習フェアのクイズラリーは、子どもたちが楽しく学ぶことができた一方、じっくりと学ぶことができていなかったといった声があったため、クイズの数を減らし内容を子ども向け、成人向けに変えるなど、多様な世代が楽しみながらじっくりと学習できる仕組みを検討していきます。

地域学校協働活動では、引き続き、学校や地域と連携しながら、子どもが地域について学び、多様な体験ができるようコーディネートしていきます。

- 公民館の事業では、参加者が少ないものもあることから、アンケート調査によるニーズ把握や、現代的な課題に対応できる講師の発掘等、ライフステージに合わせた幅広い住民の興味・関心に沿う講座内容を検討していきます。

また、特に高齢者学習では、今後も生きがい・つながりづくりや心身の健康維持を図れるよう、地域包括支援センター等の関係機関と連携し事業を実施していきます。

- 図書館の講座については、楽しく本に触れることを目的に実施しており、参加者からは楽しい、わかりやすいといった声が寄せられています。今後は、アンケートにより各世代の学びのニーズとその方法を調査し、社会的な課題や各世代における課題を解決するきっかけとなるような講座の実施を検討していきます。
- 彫刻美術館が実施する彫刻巡回展示では、希望する学校に偏りがあることから、優れた作品に身近に触れることができるという強みを周知し、より多くの学校で実施できるよう努めます。
また、彫刻教室については、様々な方法で彫刻の多様性に触れることができるよう、各世代のニーズにあった事業の在り方を検討していきます。

<1-1-3 学習機会の選択を支援する情報提供の充実>

- 社会教育課で管理している生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」については、より多くの市民に活用してもらえよう、SNSを使った周知を行います。さらに、アクセス件数の増加による登録サークルの会員数などへの影響について、サイトのアクセス解析やデータ集計による分析、登録サークルへのアンケートにより検証を行います。
また、市や民間団体による学習会、体験会情報を掲載する「あさひかわ学びの応援講座」は、多くの団体に活用してもらうため、広報誌やSNS等様々な方法で周知します。
- 公民館では、インターネットや公民館だより等の多様な媒体で、公民館を拠点に様々な活動に取り組む団体・サークル情報を積極的に発信するとともに、公民館の利用者やその他の市民に団体・サークルの活動を紹介するなど、それぞれの学習ニーズに合った情報を提供していきます。
また、地域への協力を希望する団体の情報を、小中学校等へ提供しコーディネートしていくなど地域学校協働活動の拠点としての役割を果たしていきます。
- 図書館でのレファレンスサービスについては、限られた資料や人材を有効に活用しながらサービスをより充実させるため、担当職員の育成と配置、資料の充実と更新により、市民の主体的な学びを支えていきます。

<1-2-1 親や保護者の育ちを支援する取組の充実>

- 社会教育課では、保護者が子育てや家庭教育に関する情報に触れるきっかけとなるよう、生涯学習フェアをはじめ、多くの保護者と子どもが参加する催しで情報提供を行うほか、子育てや家庭教育に関する情報をまとめた「学びと育ちのわくわく通信」を発行します。
また、社会教育事業補助金については、PTAの会議等保護者が多く集まる機会でも周知するとともに、効果的な学習方法について助言していきます。
- 公民館では、保護者へのニーズ調査や家庭教育・子育てに役立つ学習機会の提供について検討していきます。
また、父親が参加しやすいよう、一部講座を土・日曜日に開催していますが、父親の参加が少ないことから、開催曜日だけでなく、父親が関心を持って参加できるような内容についてもニーズ調査や情報収集を行うとともに、参加を促すための広報を検討していきます。

<1-2-2 親や保護者を孤立させない環境の充実>

- 社会教育課では、保護者の孤立化を防止するためには、保護者が気軽に相談できる場や機会を提供することが重要であることから、北海道教育委員会主催の家庭教育ナビゲーター養成講座を実施して担い手を育成します。また、コロナにより実施できていなかった「学びカフェ」に、より多くのナビゲーターに参加してもらえよう働きかけます。
- 公民館の子育てサロンや子育て広場については、毎回多くの子育て中の保護者や妊婦が参加しており、参加者が互いに相談や交流ができる場となっていることから、今後も関係機関と連携し実施していきます。

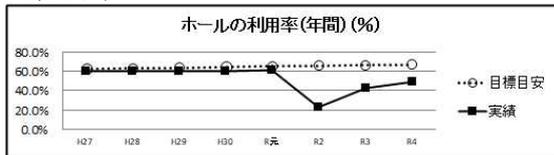
社会教育 基本目標 2 市民の学びを支える環境の整備

【成果目標 2】社会の変化や新たなニーズに応じた施設運営や本市の特性を生かした事業を展開するなど、市民が学習しやすい環境を整備する。

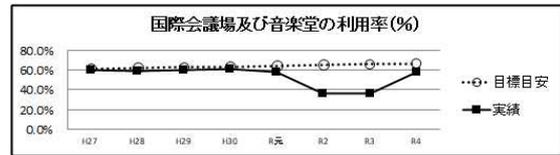
I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
社会教育施設（社会教育部所管）の利用率又は利用者数 ^{*1}	文化会館	67.0%	49.0%	未達成	↘
	クリスタルホール	66.5%	57.8%	未達成	↘
	彫刻美術館	10,968人	7,398人	未達成	↘
	公民館事業課	716,429人	432,487人	未達成	↘
	中央図書館	500,000人	365,347人	未達成	↘
	科学館	280,000人	244,541人	未達成	↘
	博物館	25,000人	26,056人	達成	—

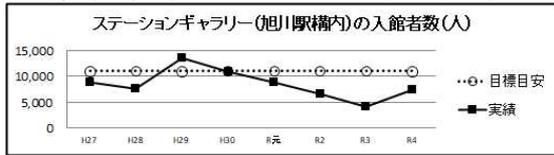
文化会館



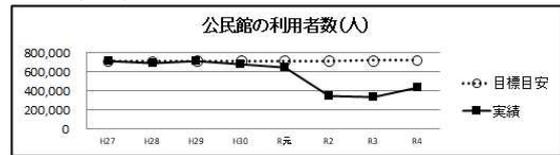
クリスタルホール



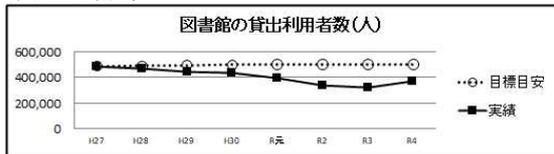
彫刻美術館（ステーションギャラリー）



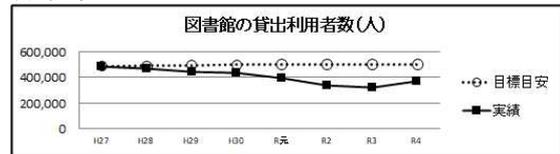
公民館事業課



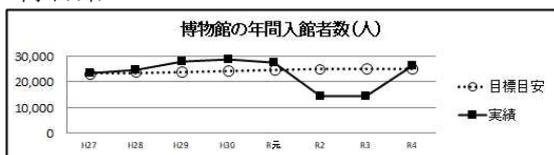
中央図書館



科学館

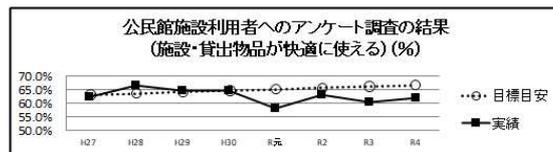


博物館



成果指標 2

成果指標 2		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
社会教育施設を利用しやすいと感じる市民の割合	公民館事業課	66.6%	62.0%	未達成	↘



*1 彫刻美術館は、計画策定時に本館休館中のため、ステーションギャラリーの入館者数

成果指標 3		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較																											
地域の特色を生かした事業への参加者数	公民館事業課	338人	1,840人	達成	—																											
<p>地域の特色を生かした事業への参加者数(人)</p> <table border="1"> <caption>地域の特色を生かした事業への参加者数(人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標目安</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>338</td><td>1,840</td></tr> <tr><td>H28</td><td>338</td><td>1,840</td></tr> <tr><td>H29</td><td>338</td><td>1,840</td></tr> <tr><td>H30</td><td>338</td><td>1,840</td></tr> <tr><td>R元</td><td>338</td><td>1,840</td></tr> <tr><td>R2</td><td>338</td><td>1,840</td></tr> <tr><td>R3</td><td>338</td><td>1,840</td></tr> <tr><td>R4</td><td>338</td><td>1,840</td></tr> </tbody> </table>						年度	目標目安	実績	H27	338	1,840	H28	338	1,840	H29	338	1,840	H30	338	1,840	R元	338	1,840	R2	338	1,840	R3	338	1,840	R4	338	1,840
年度	目標目安	実績																														
H27	338	1,840																														
H28	338	1,840																														
H29	338	1,840																														
H30	338	1,840																														
R元	338	1,840																														
R2	338	1,840																														
R3	338	1,840																														
R4	338	1,840																														
成果指標 4		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較																											
高等教育機関等との連携による事業実施回数	社会教育課	6回	6回	達成	—																											
	公民館事業課	99回	66回	未達成	↘																											
	中央図書館	3回	4回	達成	—																											
社会教育課		<p>旭川ウェルビーイング・コンソーシアムとの連携による事業実施回数(回)</p> <table border="1"> <caption>旭川ウェルビーイング・コンソーシアムとの連携による事業実施回数(回)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標目安</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>H28</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>H29</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>H30</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>R元</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>R2</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>R3</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>R4</td><td>6</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>				年度	目標目安	実績	H27	6	6	H28	6	6	H29	6	6	H30	6	6	R元	6	6	R2	6	6	R3	6	6	R4	6	6
年度	目標目安	実績																														
H27	6	6																														
H28	6	6																														
H29	6	6																														
H30	6	6																														
R元	6	6																														
R2	6	6																														
R3	6	6																														
R4	6	6																														
公民館事業課		<p>高等教育機関と連携した講座の実施回数(回)</p> <table border="1"> <caption>高等教育機関と連携した講座の実施回数(回)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標目安</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>99</td><td>66</td></tr> <tr><td>H28</td><td>99</td><td>66</td></tr> <tr><td>H29</td><td>99</td><td>66</td></tr> <tr><td>H30</td><td>99</td><td>66</td></tr> <tr><td>R元</td><td>99</td><td>66</td></tr> <tr><td>R2</td><td>99</td><td>66</td></tr> <tr><td>R3</td><td>99</td><td>66</td></tr> <tr><td>R4</td><td>99</td><td>66</td></tr> </tbody> </table>				年度	目標目安	実績	H27	99	66	H28	99	66	H29	99	66	H30	99	66	R元	99	66	R2	99	66	R3	99	66	R4	99	66
年度	目標目安	実績																														
H27	99	66																														
H28	99	66																														
H29	99	66																														
H30	99	66																														
R元	99	66																														
R2	99	66																														
R3	99	66																														
R4	99	66																														
中央図書館		<p>図書館講座及び大学図書館と連携した職員研修の実施回数(回)</p> <table border="1"> <caption>図書館講座及び大学図書館と連携した職員研修の実施回数(回)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標目安</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>H28</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>H29</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>H30</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>R元</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>R2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>R3</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>R4</td><td>3</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>				年度	目標目安	実績	H27	3	4	H28	3	4	H29	3	4	H30	3	4	R元	3	4	R2	3	4	R3	3	4	R4	3	4
年度	目標目安	実績																														
H27	3	4																														
H28	3	4																														
H29	3	4																														
H30	3	4																														
R元	3	4																														
R2	3	4																														
R3	3	4																														
R4	3	4																														

II 取組の状況

【基本施策 2-1 施設運営や事業展開に工夫を凝らした学習しやすい環境の整備】

主な取組 2-1-1 市民の学習ニーズに応じた学習環境の整備

1 市民の学習ニーズを反映した社会教育施設の運営

- ・文化会館や公会堂、クリスタルホールでは、施設運営に係る業務を民間に業務委託し、保守点検や施設の維持管理を行っています。また、自主文化事業を通して、文化芸術を鑑賞する機会を提供しています。
- ・彫刻美術館では、市民が身近に彫刻に接する機会を提供する場所として、本館と分館（ステーションギャラリー）の2館体制で事業を展開し、「彫刻のまち旭川」の魅力を発信しています。また、ステーションギャラリーでは、「織田コレクション」を展示するなど彫刻にとらわれない文化芸術の発信拠点としての運営も行いました。
- ・公民館では、利用者アンケートや地域住民と公民館の運営について協議する公民館フォーラムを通してニーズを把握しながら効果的な管理運営を行っています。また、一部の公民館では地域で組織する団体の指定管理者制度による運営を行っています。
- ・図書館では、市民の様々な生活スタイルに対応するため、土・日曜日、祝日、夜間開館等を実施し、利用しやすい施設となるよう工夫しています。
- ・科学館では、自然科学を学ぶという市民ニーズに対応するため、各年代に応じた自然科学やものづくり等に関する事業を実施しています。また、令和4年度は、特別展「恐竜ワールド」を実施し、恐竜の生態等について紹介しました。
- ・博物館では、アイヌと地域の歴史や文化、自然についてより深く学べるよう、常設展示のほか、アンケートにより市民の学習ニーズを把握しながら、年3回の企画展やアイヌ文化に親しむ日、各種郷土学習講座、団体向け体験学習を実施しました。

2 誰もが利用しやすい社会教育施設の整備

- ・文化会館では空調設備やホール内の足元灯の改修，公会堂ではワイヤレスマイクの更新，クリスタルホールでは音楽堂映像設備の更新やグランドピアノの弦の交換・調律等を行いました。
- ・公民館では，団体利用だけでなく，地域住民が気軽に利用・交流できる場として，卓球・囲碁・ミニテニス等の施設開放事業を実施しています。また，一部の館では，地域と連携して小中学生向けの自習スペースとして開放しています。

3 社会教育施設の拠点機能の充実

- ・文化振興課では，NPO法人への委託により文学資料館を運営し，旭川ゆかりの文学資料の散逸を防ぐとともに，市民の文学活動を推進しました。

主な取組 2-1-2 関係機関等との多様な連携による学習環境の整備

1 高等教育機関等との連携による高度な学習機会の提供

- ・社会教育課では，市内の高等教育機関の連携機関である旭川ウェルビーイング・コンソーシアムとの共催で「あさひかわオープンカレッジ」を引き続き実施し，市民に大学の教授等から健康や哲学，言語など様々な分野を学ぶ機会を提供しました。
- ・公民館では，市内大学や高等専門学校等の協力の下，各機関の持つ高い専門性を生かした科学や健康維持等に関する講座を実施しました。
- ・図書館では，SDGs や鳥獣害，秋野菜，男女共同参画，英語等専門家による様々な分野の講座を関連図書の紹介を交えて実施しました。

2 社会教育関係団体等との連携による特性を生かした学習機会の提供

- ・社会教育課では，「あさひかわ学びの応援講座」を発行し，市内の社会教育団体が実施する子育てや自然環境，趣味等様々な分野の講座を紹介しています。
- ・公民館では，社会福祉協議会やNPO法人，生涯学習団体等様々な分野の団体と共催又は連携し，ボランティア養成や自然環境，文化芸術など，各団体が持つノウハウを生かした多様な講座を実施しました。
- ・図書館では，JICAと連携して講演会やパネル展示を実施したほか，有識者による男女共同参画についての講演会を実施しました。

3 市長部局との積極的な連携による学習機会の提供

- ・社会教育課では，市の各部局と連携し，市職員や関係団体の職員等を講師として派遣する出前講座の情報を「あさひかわ学びの応援講座」としてホームページで公開しているほか，情報をまとめた冊子を支所や市有施設に設置し，多様な学習機会を提供しています。
- ・公民館では，市の各部局との共催や講師派遣を活用し，行政機関のノウハウを生かした農業・環境等多岐にわたる分野の学習機会を提供しました。

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

市民の主体的な学びを支援するため、既存の社会教育施設が地域の学習・活動の拠点となるよう市民ニーズを把握しながら整備を進めるとともに、多くの高等教育機関が設置されているなど本市の特性を生かした学習環境の整備に努めます。

<2-1-1 社会の変化や市民の学習ニーズに応じた学習環境の整備>

- 各社会教育施設では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため様々な対策を行ってきましたが、今後も安心安全に利用できるよう、状況に応じた施設の運営形態や利用方法を検討していきます。
- 文化会館については、築48年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいることから、建て替えとして整備の方向性を定めたところであり、今後、具体的な検討を進めていきます。
クリスタルホール及び公会堂については、施設の老朽化が課題であることから、建物や設備の保守管理等を適切に行うとともに、施設利用に支障が生じないよう必要な改修・修繕を実施し、市民が利用しやすい環境整備に努めていきます。
- 彫刻美術館では、より一層市民に興味を持ってもらうため、本館・ステーションギャラリーでの連動した企画展や外部機関との連携、ギャラリートーク、ワークショップ等を開催し、「彫刻のまち旭川」の情報発信の場としての機能強化を図っていきます。
- 公民館では、利用者アンケート等で住民の学習ニーズを把握し、その状況に合わせた学習環境の整備を行うよう努めていきます。また、老朽化が進んでいる施設もあることから、改修や修繕等を計画的に行えるよう検討していきます。
- 図書館では、図書資料と連携した日常生活に役立つ様々な講座の開催などの市民ニーズに対応するため、人材や資料等限られた資源の適切かつ効果的な配置を検討していきます。
- 科学館では、より多くの利用者が安全安心に利用できる空間を維持しつつ、子どもから大人まで誰もが楽しみながら科学についての情報・知識を得られる施設及び事業運営を継続するとともに、利用者増加に向けて常に新しいチャレンジを続けます。
- 博物館では、アイヌや地域の歴史や文化を学ぶ場として、より多くの方に活用してもらえよう、わかりやすい展示や体験学習、企画展等の内容の充実に努めるとともに、各種事業の効果的な情報発信に取り組みます。
- 文化振興課では、NPO法人による文学資料の収集とデータベース化を推進し、それらを基にした企画展の開催によって市民に学びを提供するため、文学資料館の一層の周知と関係機関との更なる協力体制の構築に努めます。
- これらの各社会教育施設やその他の関係施設が相互に連携し、市民が各施設を回遊することにつながるような仕組みの定着を進めます。

<2-1-2 関係機関等との多様な連携による学習環境の整備>

- 社会教育課が高等教育機関と連携して行う講座では、もっと学んでみたいといったアンケート結果がある一方、参加者が高齢化・固定化していることから、広報誌やSNS等を活用し、幅広く市民に周知を行います。
「あさひかわ学びの応援講座」では、多くの市民が身近な課題に関する学習機会を得ることができるよう、社会教育団体や市長部局の理解を深め、提供講座の拡充を図ります。また、他部局で提供している学習情報統一化を検討します。
- 公民館では、高等教育機関や社会教育関係団体など、高い専門性や各団体が持つ幅広い分野でのノウハウを生かした多様な講座を継続して実施していきます。
- 図書館の講座では、男女共同参画やJICAの活動について初めて知り考えるきっかけとなった、視野が広がったなどの感想が寄せられ、市民に学びの機会を提供することができました。今後も、参加者の多様な学びにつながるよう、さらに視野を広げ、新たな連携を模索していきます。

社会教育 基本目標 3 地域における学びの循環

【成果目標 3】シニア世代をはじめとした地域の人材を活用し、学習成果を還元する取組を充実させるほか、家庭、地域、学校が連携し、つながりを深めながら学び合える環境を整備する。

I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較	
ボランティアと連携して実施する事業*1	公民館事業課	426回	546回	達成	—	
	中央図書館	1,677人	860人	未達成	↔	
	博物館	5回	1回	未達成	↘	
<p>公民館事業課</p> <p>ボランティア等との連携で実施する事業回数(回)</p> <p>中央図書館</p> <p>子ども読書推進ボランティアの行事参加者数(人)</p> <p>博物館</p> <p>退職校長会ボランティアとの連携で実施する事業回数(回)</p>						
成果指標 2		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較	
事業への参加を通じて新たな人とのつながりができた人の割合		公民館事業課	72.5%	50.7%	未達成	↘
<p>事業参加者へのアンケート調査の結果 (事業を通じて新たな人とのつながりができた) (%)</p>						
成果指標 3		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較	
シニア世代の知識や経験を伝える世代間交流の実施回数		公民館事業課	28回	0回	未達成	↘
<p>高齢者が参加する世代間交流事業の実施回数(回)</p>						
成果指標 4		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較	
学校、地域、家庭と連携して実施した事業の参加者数	社会教育課	1,600回	—	未達成	↘	
	公民館事業課	21,272人	4,886人	未達成	↔	
<p>社会教育課*2</p> <p>地域学校交流活動回数(回)</p> <p>公民館事業課</p> <p>家庭教育支援事業及び青少年教育事業への参加者数(人)</p>						

*1 中央図書館は、ボランティアの行事参加者数

*2 R 2～4は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用中止

成果指標 5		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
青少年活動に関する事業への参加者数	公民館事業課	13,014人	2,660人	未達成	▲

青少年教育事業への参加者数(人)

年度	目標目安	実績
H27	13,014	12,000
H28	13,014	12,500
H29	13,014	12,000
H30	13,014	12,000
R元	13,014	10,000
R2	13,014	5,000
R3	13,014	3,000
R4	13,014	2,660

II 取組の状況

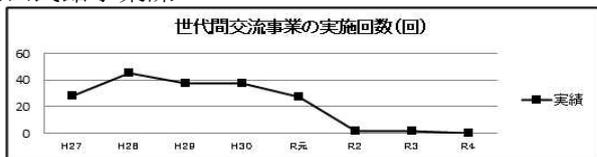
【基本施策 3-1 地域における教育力の向上】

主な取組 3-1-1 市民が主体となって学習成果を還元できる環境の整備

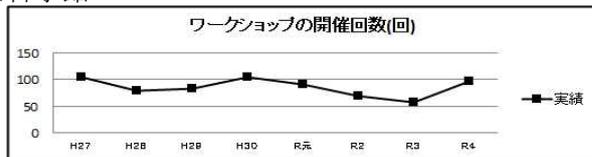
1 シニア世代などの知識・技術を生かした活動の場の提供

- ・社会教育課では、「あさひかわ学びの応援講座」や「まなびネットあさひかわ」において、民間の講師や生涯学習団体等が主催する様々な講座や催し、学習情報を提供しました。生涯学習フェアは、フェアに参加する団体が主体的に企画や周知、当日の運営を行うことを目標に開催しました。17団体が4回の会議を通して、フェアの内容を企画し、各団体が自作したポスターやSNSによる周知、当日の運営のほか、学びの成果発表や展示、体験会を実施しました。また、地域学校協働活動においては、中学校の体育祭や学校祭で、消毒・検温の呼びかけやバザー商品の受け渡しなど、地域の方がボランティアとして活動する機会をコーディネートしました。
- ・文化振興課では、井上靖の文学を学びながら井上靖記念館の事業を支援する「井上靖ナナカマドの会」と協働で青少年エッセーコンクールを実施しました。また、会員が講師となって朗読会を実施しました。
- ・公民館では、社会福祉協議会や実践者を講師に、ボランティアに係る講座を行い、これまでの経験等を生かしていくことについての情報提供、機会創出を図っています。
- ・図書館では、読み聞かせや図書の宅配サービス等において、登録されている様々なボランティアに支援していただくとともに、活動の場を提供しています。
- ・科学館では、ボランティア団体「サイエンスボランティア旭川」に、常設展示室での案内や講座での指導等の活動の場を提供したほか、活動に必要な物品を貸し出しています。
- ・彫刻美術館では、授業の一環として中学生が屋外彫刻を清掃する活動を支援しました。

※公民館事業課



※科学館



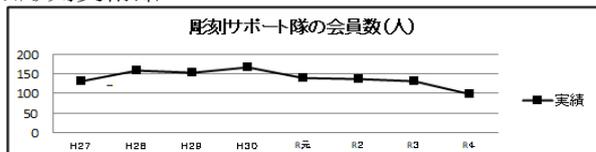
2 学習成果を生かしたボランティア活動の促進

- ・社会教育課では、地域学校協働活動として、小学校のクラブ活動の講師を地域住民に依頼し、自然観察や絵手紙の作成、マジック等地域住民の知識や技術を児童に伝える機会や、中学校での職業講話として地域にある企業の方が仕事の内容や、やりがいなどを生徒に伝える機会をコーディネートしました。
- ・文化振興課では、井上靖ナナカマドの会が講師として実施する朗読会への協力や研修会の開催を通して、活動を支援しました。
- ・クリスタルホールで開催される演奏会では、応募があった市民等で構成されるコンサートボランティアが行うチケットもぎりや座席案内等の活動を支援しました。
- ・彫刻美術館では、野外彫刻の定期的な清掃活動やワックス塗付等の維持管理のほか、市内にある

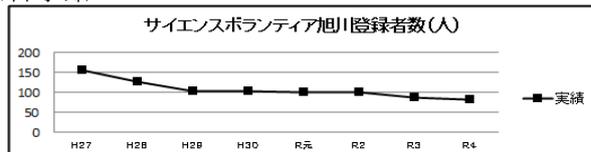
野外彫刻と設置場所などを紹介する「旭川野外彫刻たんさくマップ」を作成している「旭川彫刻サポート隊」に研修会を開催するなど、その活動を支援しています。

- ・公民館の百寿大学やシニア大学では、彫刻清掃のボランティアに参加する機会を設けています。
- ・図書館では、催しでの読み聞かせや目の不自由な方への音訳等の活動に取り組むボランティア団体に研修会を開催し、活動を支援しました。
- ・科学館では、「サイエンスボランティア旭川」がワークショップや「学生の科学展」等のイベントを開催しており、科学のおもしろさや学ぶ楽しさを伝える活動を支援しています。
- ・博物館では、退職校長会旭川支部の有志で構成される博物館ボランティアと連携し、資料の整理や調査を実施しました。また、「アイヌ文化に親しむ日」では、ボランティアが体験学習を実施しました。

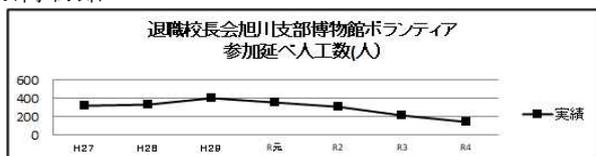
※彫刻美術館



※科学館



※博物館



主な取組 3-1-2 地域社会を担う団体や人材の育成支援

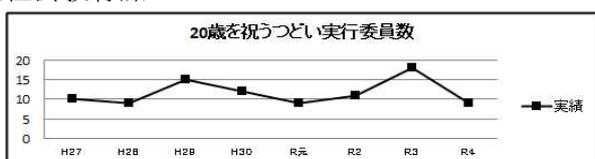
1 社会教育関係団体の育成支援

- ・PTA連合会が行う各種活動に補助金を交付したほか、自然体験を行う団体や家庭教育について学ぶ団体、演劇や楽器の演奏等を行う文化芸術団体に社会教育・文化芸術事業補助金を交付し、活動を支援しました。
- ・公民館では、事業の講師を生涯学習活動団体が担うなど、生涯学習団体が資質や技術を向上させる機会を提供しました。

2 指導者の育成支援に向けた取組の充実

- ・社会教育課では、20歳を迎える若人の門出を祝うとともに、今後社会で力強く生きていくよう激励する「20歳を祝うつどい」を、つどいの対象者を中心とした実行委員会との共催により開催しています。令和4年度は、前年度の実行委員がオブザーバーとして参加するなど、9名の実行委員の活動を支援しました。
ジオパーク構想推進事業の一環として実施した事業では、大学生や地域住民がボランティアとして事業の運営を行う機会を提供しました。
- ・公民館のシニア大学では、学生が地域課題について研究した成果を、各百寿大学で講師として発表する機会を設け、学んだ成果を生かす場を提供しました。

※社会教育課



【基本施策 3-2 家庭，地域，学校の連携の推進】

主な取組 3-2-1 学校，家庭，地域の連携による青少年などの活動を支援する取組の充実

1 地域における青少年の学習活動の充実

- ・社会教育課では，モデル地域における地域学校協働活動として，中学生が道路の草取りや除雪等地域の担い手として困りごとを解決したり，小学生がクラブ活動で自然観察をしたり，車椅子の方とボッチャをするなど，子どもたちが多様な体験をする機会をコーディネートしました。
- ・公民館では，地域の特色を生かした自然スポットの散策や農業体験等，様々な知識や経験を身に付けるための講座を実施しました。

2 子どもたちを中心とした交流による学び合いの場の提供

- ・社会教育課では，モデル地域における地域学校協働活動として，中学校の生徒会役員と部活動の生徒が地域住民や地域にある社会福祉施設の方と一緒に花壇整備を行ったり，小学生が放課後に学習を行う放課後学習会で，大学生から勉強を教えてもらったりする機会をコーディネートしました。
- ・公民館が実施した昆虫採集等の体験活動では，グループでの活動を通して，教え合いや交流が生まれ，子どもたち同士で学び合っている様子が見られました。

3 家庭，地域，学校との連携を更に深める取組の充実

- ・社会教育課では，地域学校協働活動として，モデル地域の3地区にコーディネーターを配置し，協働活動を推進するとともに，地域住民への理解を深めるためのワークショップを実施しました。
- ・公民館では，地域住民や大学生，関係団体と共催・連携・協力し，子育てサロンや小・中学生への学習支援を実施するなど，地域で行われる子どもたちへの取組を支援しています。

Ⅲ 課題と改善に向けた今後の方向性

地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化が指摘されている中で、地域課題の解決や地域の活性化などを促進するためには、「地域住民が学習を通じて市民意識を高め、必要な知識・技術等を身につけ、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていけるようにするための実践的な学習機会の提供が重要となる」と中教審分科会議論の整理で示されています。

本市としては、一人一人が学んだ成果を、そこで完結させることなく活用し、さらに、家庭・地域・学校などの中で循環させるための環境整備に努めます。

<3-1-1 市民が主体となって学習成果を還元できる環境の整備>

- 社会教育課で実施した生涯学習フェアの参加団体アンケートでは、学んだことを地域に生かそうと考えていると答えた団体は80%と高く、学びの成果を地域に生かそうとする市民の意識の向上につながったと考えています。今後は、各団体に役割を持たせるなど、さらなる意識の向上を図ります。

地域学校協働活動では、今後は、地域住民が学校や子どもたちに提供できる活動や場などの地域資源をリスト化し、協働活動のさらなる推進を目指します。また、「あさひかわ学びの応援講座」や「まなびネットあさひかわ」には、サークル活動を行う団体や学びを提供できる講師の情報をより多く掲載できるよう、広報誌やSNSを活用して周知を行います。

- 各施設におけるボランティア活動については、登録人数が横ばい又は減少傾向にあることから、各ボランティアの活動を支援するために、その活動内容や特色を多くの市民に知ってもらう取組を行い、活動に参加する市民を増やしていく必要があります。このため、各ボランティアの活動を各講座や公民館の百寿大学、シニア大学の参加者に周知・啓発して参加につなげるなど、社会教育部内でも連携を図っていきます。

さらに、今後は他の施設でもアンケートを実施するなどして成果を計るとともに、ボランティアの活動を単なる施設の運営支援ではなく、知識・経験・学習成果を発揮する場として捉え、取組を進めていきます。

<3-1-2 地域社会を担う団体や人材の育成支援>

- 社会教育課及び文化振興課では、社会教育・文化芸術活動を行う団体に対し、補助金を交付し、引き続きその活動を支援していきます。
- 社会教育課では、引き続き、20歳を祝うつどい実行委員の担い手として、大学生や様々な業種の社会人等幅広い人材を確保し、その活動を支援していきます。また、ジオパーク構想推進事業の一環として実施する事業では、ボランティアが補助的な役割だけでなく、知識や経験を活かせる機会となるよう、ボランティアとの交流や意見交換を行います。
- 公民館のシニア大学は、まちづくりを担う人材づくりを目的としていることから、アンケート等でこれまで把握していなかった卒業後の状況を調査することにより、カリキュラムの見直しを図っていきます。

<3-2-1 家庭、地域、学校の連携による青少年などの活動を支援する取組の充実>

- 社会教育課では、地域学校協働活動について、モデル地域における実践を続けるとともに、住民の地域や学校の活動に主体的に参画する意識の醸成を図り、学校を核とした地域づくりを進めていきます。
- 公民館では、地域のニーズを把握できるよう、関係団体や学校との連携を密にし、それぞれが連携して行う子どもたちのための活動の支援を行っていきます。

社会教育

基本目標 4 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実

【成果目標 4】人々が気軽に文化芸術に触れられる取組を進めるとともに、団体等への支援や関連施設を更に活用することにより、文化芸術の振興を図る。

I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
文化芸術に関する事業の入場者数	文化会館	3,185人	2,897人	未達成	◇
	クリスタルホール	3,285人	1,574人	未達成	◇
	公民館事業課	20,113人	16,578人	未達成	◇
	中央図書館	1,706人	409人	未達成	◇
<p>文化会館</p> <p>文化会館自主文化事業への参加者数(人)</p>		<p>クリスタルホール</p> <p>クリスタルホール自主文化事業の入場者数(人)</p>			
<p>公民館事業課</p> <p>公民館まつり、木楽輪夢コンサートの参加者数 及び木楽輪グランドピアノ開放利用者数(人)</p>		<p>中央図書館</p> <p>図書館まつりの参加者数(人)</p>			
成果指標 2		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
自主文化事業への参加者の満足度	文化会館	94.6%	98.0%	達成	—
	クリスタルホール	87.5%	88.9%	達成	—
<p>文化会館*1</p> <p>自主文化事業参加者へのアンケート調査の結果 (とても良かった・良かった)(%)</p>		<p>クリスタルホール</p> <p>自主文化事業参加者へのアンケート調査の結果 (とても良かった)(%)</p>			
成果指標 3		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
文化芸術活動に係る補助金の新規交付団体数	文化振興課	4団体	4団体	達成	—
<p>文化芸術活動に係る補助金の新規交付団体数(団体)</p>					

*1 R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からアンケート調査未実施

成果指標 4		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
文化芸術活動に係る成果発表の場を活用する団体数 ^{*1}	クリスタルホール	7団体	10団体	達成	—

年度	目標目安	実績
H27	7	7
H28	7	10
H29	7	10
H30	7	7
R元	7	10
R2	7	7
R3	7	10
R4	7	10

II 取組の状況

【基本施策 4-1 文化芸術活動に関わりを持つ機会の充実と独自性ある取組の充実】

主な取組 4-1-1 文化芸術に親しむ機会の充実

1 文化芸術に接する機会の充実

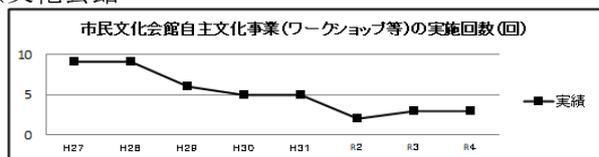
- 文化振興課では、井上作品や文学碑などを通して、井上靖について学ぶ企画展を井上靖記念館で開催したほか、市民ギャラリーで開催する絵画展や写真展、作品展等市民が取り組む文化芸術活動を周知し、より多くの市民が文化芸術に親しむ機会を提供しました。また、ステーションギャラリーでは、世界的に優れた織田コレクションや、家具の展覧会を実施し、市民が無料で気軽に優れた作品を鑑賞できる機会を設けるとともに、周知を行いました。
- 文化会館では、市民に優れた文化芸術作品を鑑賞する機会を提供するため、狂言や日本を代表するラテンジャズバンドの公演等を実施しました。また、市民等が取り組む絵画や写真、書道などの発表機会として、展示室を提供しています。
- クリスタルホールでは、市民の音楽への理解と関心を高めるとともに、子どもたちに音楽鑑賞等の機会を提供することで豊かな心を育むため、尺八とマリンバによるコンサートや子ども向けのコンサートなどを実施しました。
- 彫刻美術館では、本館とステーションギャラリーにおいて、木彫や金属彫刻、建築、版画等様々な企画展を実施したほか、中原悌二郎賞創設50周年記念講演会を市制施行100年に合わせて開催し、賞の周知と本市の芸術文化の振興に資する人材の育成を図りました。また、これまで公開制作に参加した14名の作家の作品を一堂に展示する旭川彫刻フェスタ20周年記念展を開催するとともに、6名の作家によるギャラリートークを実施しました。
- 図書館が開催する図書館まつりでは、3日間に分けて、絵本の読み聞かせや市内の団体による寄席等を開催しました。

2 文化芸術への関心を高める取組の充実

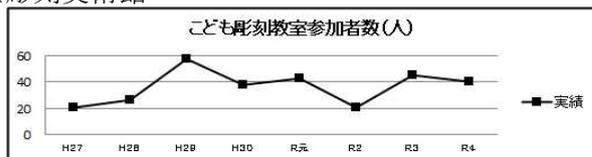
- 井上靖記念館では、井上文学をはじめとする様々な文学作品への関心を高めるため、井上作品をテーマとした企画展や朗読会等を実施しました。
- 文化会館の自主文化事業では、地域で鑑賞する機会の少ない古典芸能・狂言を実施したほか、クリスタルホールでは、自主文化事業の選定をアンケートにより実施し、市民の関心を高めました。
- 彫刻美術館では 彫刻についての理解を深め美術全般への関心を高める機会とするため、講師の意見等を聞きながら、彫刻教室や彫刻フェスタなどを実施しました。
- 公民館では、館内ロビーに生涯学習活動団体の書道や近隣保育園の作品などを展示したほか、吹奏楽団体の演奏会を行うなど、地域住民が気軽に文化芸術に接する機会を設けました。

*1 R元は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

※文化会館



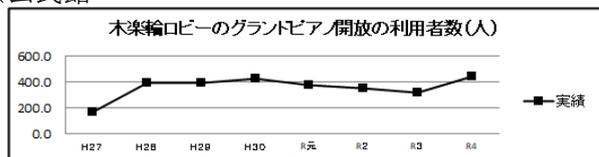
※彫刻美術館



3 関連施設の機能を生かした文化芸術活動の推進

- ・文学資料館では、知名度の高い文学者や日本漫画家協会賞を受賞した旭川ゆかりの漫画家を紹介する展示等を行いました。
- ・彫刻美術館のステーションギャラリーでは、JR旭川駅構内にあるという立地を生かして、織田コレクションの展示を開催するなど、彫刻にとらわれない文化芸術の発信拠点として活用しました。また、本館とステーションギャラリーで連動した企画展やギャラリートーク等を開催しました。
- ・神楽公民館の音楽ホール「木楽輪」では、市民によるクラシックなどのコンサートが開催され、聴衆人数を合わせると、利用者は延べ1万6千人を超えており、非常に多くの人に利用される施設となっています。他の公民館にはない音楽ホールの活用により、市民がより身近に芸術に触れる機会を提供しています。

※公民館

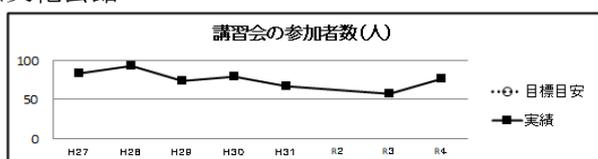


主な取組 4-1-2 文化芸術活動への支援

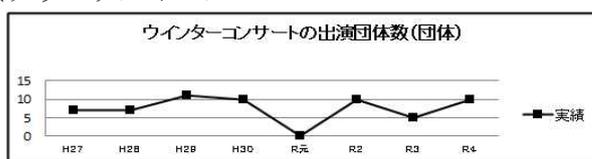
1 文化芸術に関わる団体への支援や人材の育成

- ・文化振興課では、文化芸術活動に携わる団体や個人が練習場所として使用するリハーサルホールの自主運営組織に、効果的な学びの環境が提供されるよう補助を行っています。また、文化芸術に関わる団体がその成果を発表する市民ギャラリーを運営し、令和4年度は29団体が利用しました。このほか、文化芸術関係団体が実施する発表会や演奏会、展覧会等の事業に必要な経費の一部を補助し、市民の自主的な文化芸術活動が行われるよう支援しました。
- ・文化会館では、高校生のための演劇技術講習会とワークショップを開催し、実践的な演劇の技術等を学ぶ機会を提供したほか、39歳以下の作家を対象に様々なジャンルの作品を公募する展示会「ACAG」を開催しました。
- ・クリスタルホールでは、「ウインターコンサート」を開催し、市内の演奏家に発表の機会を提供したほか、小中学生を対象に音楽堂のグランドピアノの無料開放、小学生を対象に音楽堂周辺の見学や身近な楽器の仕組みを学ぶ講座を実施しました。

※文化会館



※クリスタルホール



2 関係団体等と連携した文化芸術活動の推進

- ・公民館では、生涯学習活動団体と連携し企画・運営される「公民館まつり」等のイベント開催や、館内ロビー等での作品展示の機会を設け、地域での発表機会充実により、団体の活動を支援しています。

III 課題と改善に向けた今後の方向性

旭川市は、彫刻のまち、文学のまち、音楽のまち等と称されるなど、文化芸術活動が盛んなまちであり、様々な文化イベント等を行っています。

文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、暮らしに潤いと安らぎをもたらすとともに、人々に感動と生きる力を与えるものです。関連施設の活用を図りながら、本市の特徴を生かした文化の振興を通じて、市民一人一人が主体的に文化芸術に接することができ、心豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動の充実を図ります。

<4-1-1 文化芸術に親しむ機会の充実>

○ 井上靖記念館では、様々な企画展や講座の開催を継続し、市民への周知に加えて、学校教育や社会教育関係者等への啓発的活動を検討します。

市民ギャラリーでは、利用件数や来館者数が増加を続けており、引き続き、利用方法や展示内容の周知等に努めます。

ステーションギャラリーでの織田コレクションの展示については、駅中でアートに触れることができるのはすばらしいなどの声が寄せられており、より多くの市民や観光客に親しまれるよう、事業の周知方法を工夫します。

○ 文化会館で実施した自主文化事業については、アンケート回答者の約98%が高い満足度を示していますが、来場者数の増加は収支向上を図る上でも必要なことから、今後も魅力ある公演事業の実施に取り組むとともに、補助金等の財源確保や公演事業の誘致により、市民の鑑賞機会の創出に取り組みます。

○ クリスタルホールの自主文化事業についても、アンケート回答者の約89%から高い満足度を得られていますが、旭川でしか聴けないようなコンサートを企画してほしいなどの声もあるため、今後もアンケート等でニーズを把握しながら企画するほか、SNSの活用や紙媒体とインターネットを連携させた情報発信を行うなど、工夫を凝らした広報手法について検討します。

○ 公民館では、今後も館内での展示・発表を行える環境づくりを継続し、多彩なジャンルの文化芸術に気軽に触れることができる機会の充実を図ります。

特に、木楽輪での「夢コンサート」は、例年、出演希望者・観覧者ともに多いことから、夢コンサート及びグランドピアノの開放を継続実施し、アマチュア演奏家の活動の場と市民が気軽に音楽や文化・芸術に触れることができる環境を引き続き提供していきます。

○ 彫刻美術館が実施する中原悌二郎賞においては、中原悌二郎賞関係者から作品購入だけでなく、ワークショップやシンポジウム等を開催し、作家とのつながりを継続させるべきとの声があり、今後も講師や関係機関等と連携しながら、より魅力のある事業を検討します。また、若手作家の作品を発表する場を提供して欲しいなどの声があることから、彫刻フェスタや本館・ステーションギャラリーでの展示についても内容を検討するとともに、多くの市民に参加してもらえよう、効果的な広報を行なっていきます。

○ 図書館で実施する図書館まつりについては、事前申込や分散、少人数等の受講により安全に楽しく開催できる環境のもとで実施することとし、アンケートを実施して、市民の学習ニーズを調査しながら、文化芸術に親しむ機会の充実に努めていきます。

<4-1-2 文化芸術活動への支援>

○ 市民ギャラリーについては、利用件数及び利用率ともに年々増加していますが、冬期間は利用に余裕が残されており、さらなる利用促進に向け、展示空間としての施設の魅力を周知します。

社会教育・文化芸術事業補助金については、特定の団体等に偏ることなく、様々なジャンルの文化芸術活動を行う団体や新たに文化芸術活動に取り組む団体等に対しても、補助が行えるよう制度の周知に努めます。

○ 文化会館が実施する演劇技術講習会については、ホール設備を活用し、技術者から直接、実践的な演劇技術を学ぶ機会であるため、引き続き実施していきます。

A C A Gについては、若い世代から文化芸術活動への興味や関心を高める取組の充実が必要で

あることから、事業内容を検討し、引き続き、若手作家が日頃の活動成果を発表する機会の創出に取り組みます。

- クリスタルホールでは、若い世代へのアプローチを課題と捉え、引き続き、音楽への興味や関心を高める事業の検討を行うほか、子ども向けの企画事業については学校と連携して周知するなど、効果的な広報活動に努めます。
- 公民館では、公民館まつりなどで生涯学習活動団体の活動発表の場や団体間の連携の機会を提供していますが、団体構成員の高齢化が進んでおり、より多くの団体に主体的に関わってもらうこと、また活動成果を地域還元することでやりがいを感じてもらうための仕組みづくりを検討していく必要があります。

社会教育 基本目標 5 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成

【成果目標 5】アイヌ文化をはじめ地域に根付いた文化、ゆかりの文化財等の魅力を発信しながら、次代へ引き継ぐとともに、郷土愛を育む。

I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
郷土の文化や歴史に関する保存資料数	中央図書館	75,200点	73,074点	未達成	◇
	博物館	2,484点	2,735点	達成	—
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>中央図書館</p> <p>中央図書館郷土資料の所蔵点数(点)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>博物館</p> <p>民族資料整理に伴い出版する目録への掲載点数(点)</p> </div> </div>					
成果指標 2		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
郷土の文化を知る取組への参加者数	彫刻美術館	1,297人	446人	未達成	◆
	博物館	1,622人	575人	未達成	◆
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>彫刻美術館^{*1}</p> <p>彫刻巡回展示出前授業参加児童生徒数(人)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>博物館</p> <p>博物館講座等教育普及事業 (企画展・アイヌ文化関連事業を除く)の参加者数(人)</p> </div> </div>					
成果指標 3		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
アイヌ文化に関する事業への参加者数 ^{*2}	博物館	3,048人	790人	未達成	◆
<p>アイヌ文化ふれあいまつり及びアイヌ文化に親しむ日の参加者数(人)</p>					
成果指標 4		目標値 (R4)	実績値 (R4)	達成状況	R3実績値との比較
アイヌ文化をはじめ地域に根付いた文化に関する講座等への参加者の満足度	博物館	81.1%	87.8%	達成	—
<p>教育普及事業参加者に対するアンケート調査の結果 (満足・まあまあ良いの割合)(%)</p>					

*1 R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止したため、R元実績値との比較。

*2 H29は台風、R2～4は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からアイヌ文化ふれあいまつりが中止となったため、アイヌ文化に親しむ日のみの参加者数

【基本施策5-1 郷土の文化の保存・活用と郷土愛の育成】

主な取組5-1-1 郷土の文化や歴史的資料の適切な保存と有効活用

1 文化財等の適切な保存と継承

- ・アイヌ伝統文化の継承と普及啓発のため、没後100年の節目に合わせて、知里幸恵の業績を振り返る催しの開催やタペストリー製作を補助して資料室の展示内容を充実させたほか、アイヌ団体と協議を重ね、団体の自主的な活動への支援や施設整備を行いました。
- ・優佳良織については、その技術を伝承し後世へ継承するため、優佳良織技術者の育成活動への助成を行い、2名が伝統的な「織り」と「染め」の技術を習得しました。
- ・その他の文化財についても、適正に維持管理を行い、保存に努めました。

2 貴重な文化財等を活用した郷土の歴史を後世に伝える取組の推進

- ・文化振興課では、アイヌ文化伝承の拠点となるアイヌ記念館の新館整備に補助金を交付しました。
- ・博物館では、市内で発掘した縄文遺跡などの地域の歴史に関する資料を常設展示や企画展で展示したほか、講演会や体験学習を実施しました。また、アイヌ文化に関する講座や、古式舞踊、民族楽器ムックルを披露する音楽会を小中学校向けに実施したほか、アイヌ語地名表示板を紹介するバスツアーを実施しました。

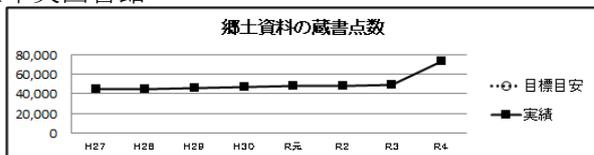
※博物館



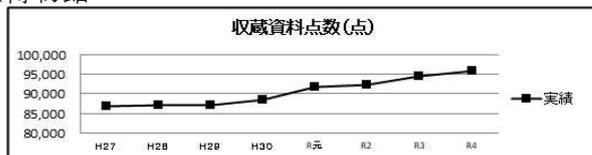
3 歴史的資料の収集・保存と整理

- ・文化振興課では、アイヌ記念館の新館建設を支援することで、アイヌ関連資料の保存・展示とアイヌの伝統芸能に日常的に接することのできる環境の整備を行いました。
- ・図書館では、郷土に関する日常的な情報から研究レベルに至るまで、幅広いニーズに対応しており、利用者が知りたい内容に対応できるよう郷土資料の収集整理を随時実施しました。こうした資料は、日光や紫外線、湿気から守るため閉架所蔵にしています。
- ・博物館では、地域の歴史や文化に関する資料を収集し、温度・湿度を管理した展示ケースでの展示や収蔵庫での管理を行いました。

※中央図書館



※博物館



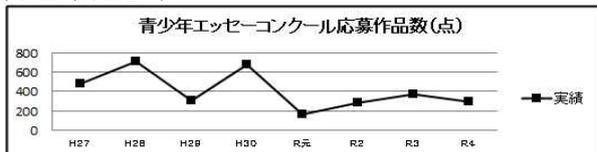
主な取組5-1-2 郷土愛を育むための取組の推進

1 郷土の文化に接する機会や、郷土を再発見し愛着や誇りを高める取組の充実

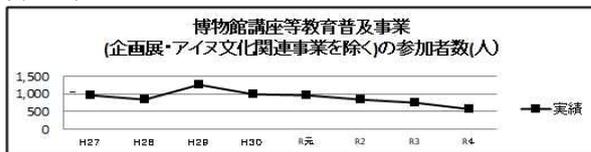
- ・社会教育課では、ジオパーク構想推進事業の一環として、神居古潭や忠和地区に残るアイヌの伝承に触れる講座やツアーを実施しました。
- ・文化振興課では、本市の文化の向上発展のため、永年にわたり輝かしい業績をあげた個人や団体に文化賞を贈呈しており、令和4年度に受賞した、野外彫刻を管理しているボランティア団体や写真家、市内高校の理科研究部の活動を本市のホームページ等で紹介しています。また、「美」を

- テーマに実施した青少年エッセーコンクールでは、中高生から294点の応募がありました。
- ・彫刻美術館の旧旭川偕行社資料室では、棟札や鬼瓦等を展示し、重要文化財としての魅力を紹介しています。
 - ・公民館では、自然体験やアイヌ文化、三浦綾子等の旭川ゆかりの講座を実施し、地域への関心を高める取組を進めています。
 - ・博物館では、市内の遺跡の発掘調査成果や暮らしの移り変わり、アイヌ文化に関する企画展のほか、地域の歴史に関する講演会や土器焼き体験、民間博物館との連携による学校向け特別講座を実施しました。

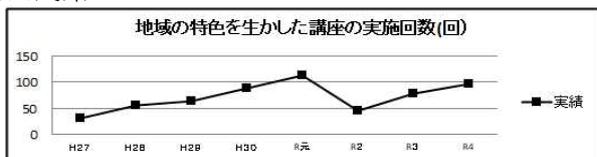
※井上靖記念館



※博物館



※公民館



2 郷土の文化に関する情報発信の充実と理解の促進

- ・社会教育課では、ジオパーク構想推進事業の一環として、地域の価値を再認識してもらえよう、ツアー等の開催や地域資源を紹介するホームページを作成しました。
- ・博物館では、アイヌ文化に関する各種事業の実施や、旭川駅構内のアイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の運営を通じ、アイヌ文化への理解を深める取組を進めました。また、ムックル演奏やアイヌ口承文芸の動画をインターネットで公開しました。

III 課題と改善に向けた今後の方向性

活発な文化芸術活動は、地域への愛情と誇りを人々の心に育て、活力ある地域社会の形成に役立つものです。また、先人から受け継いだ歴史と、これまで培われてきた文化を尊重し、次代へ継承するといった責任を果たすことも重要です。

本市では、郷土愛の育成に取り組むとともに、文化財やアイヌ文化、音楽・彫刻・文学・工芸品などの、魅力ある地域資源の保存と更なる活用により、旭川らしさの発信に取り組みます。

<5-1-1 郷土の文化や歴史的資料の適切な保存と有効活用>

- 都市開発の進展等により消滅の危機に晒されている建造物や、後継者不足により伝承が困難となっている郷土芸能等の課題は、容易に解決できるものではありませんが、市民に文化財に関する理解を深めてもらい、保存・継承を進めていくためにも、広く紹介・活用する機会を今後とも増やしていきます。特に優佳良織については、継続的な支援により、製作可能な織り柄の種類が増すなど技能の高まりを確認していますが、優佳良織の技術は複雑かつ広範であることから、引き続き、技術伝承が継続的に行われるよう支援や補助の在り方を検討し、必要な措置を講じていきます。
- アイヌ文化については、各団体との連携を深め、各団体の活動の周知や支援の在り方について検討しながら、より多くの市民が参加できる事業の開催等を通して、理解の促進や将来に向かって受け継がれていく環境の整備に努めます。さらに完成したアイヌ記念館・新館の周知とイランカラプテ音楽祭の企画運営や広報等について相互に協力した事業展開などを行います。
- 図書館では、郷土資料について、今後も資料を適切に保存するとともに、より有効活用できるようデジタル化を進めます。また、これらを使いこなせる人的資源（司書）の養成を行います。

< 5-1-2 郷土愛を育むための取組の推進 >

- 社会教育課で進めるジオパーク構想関連事業において、ツアー参加者に実施したアンケートでは、回答者の約80%が住んでいる地域の好きなところは「自然」と回答しており、地域の自然を題材としたツアーは、愛着や誇りを高める取組になったと考えています。今後も、開設したホームページやSNS等による活発な周知活動を実施します。
また、ジオパークとアイヌ文化には密接な関係があることから、アイヌ文化を担当する関係部署との情報共有や意見交換を行い、連携強化を図ります。
- 井上靖記念館で実施している青少年エッセーコンクールは、応募者の増加に向けて、より身近で親しみやすいテーマを設定しながら、効果的な広報を行います。
- 旧借行社の保存については、必要に応じて文化庁等からの助言・指導を仰ぎながら、建物の適切な維持管理に努め、重要文化財としての魅力を発信していきます。
- 公民館では、地域の魅力を再確認するため、新しい題材や講師を発掘し、アンケートによるニーズ把握に努めながら、地域の特性を生かした事業を継続して実施していきます。
- 博物館では、より多くの方に地域の歴史や文化に関心を持ってもらえるよう、企画展や体験学習等の各種事業の充実に努めるとともに、SNS等を活用した博物館事業の情報発信に取り組みます。

資料編

目次

資料1	教育長及び委員	1
資料2	教育委員会会議の付議事項等	1
資料3	教育委員会協議会の協議事項	5
資料4	教育委員会が制定した規則・訓令	5
資料5	条例又は規則に定める委員の委嘱状況	5
資料6	教育長及び委員の活動状況	6
資料7	附属機関等の活動状況	8
資料8	令和4年度予算	11
資料9	教育委員会の事務局組織（令和4年度）	12

資料1 教育長及び委員

氏名	職名等	任期	職業
野崎 幸宏	教育長	2期目 R4. 12. 13～R7. 12. 12	—
本田 哲嗣	委員 教育長職務代理者 (R元. 10. 19～)	2期目	無職
近藤 美保	委員	3期目 R3. 11. 10～R7. 11. 9	薬剤師
山崎 與吉	委員	1期目 R元. 10. 19～R5. 10. 18	会社役員
坂田 葉子	委員	1期目 R4. 10. 11～R8. 10. 10	医師

資料2 教育委員会会議の付議事項等

期日	付議事項等
R4. 4. 21	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について 旭川市社会教育委員の委嘱について <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 旭川市いじめ防止等対策委員会による一部答申(臨時代理)について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川市議会令和4年第1回定例会の報告について 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について 令和4年度旭川市教員研修計画について 旭川市民文化会館大ホール使用停止に伴う損失補償について 旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて
R4. 5. 20	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について 旭川市図書館協議会委員の任命について 旭川市科学館協議会委員の任命について 令和4年度一般会計予算の補正について 旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川市議会経済文教常任委員会の報告について 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について 社会教育施設における夏季等の臨時開館について
R4. 6. 27	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川市科学館協議会委員の任命について 旭川市博物館協議会委員の任命について <p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について

期日	付議事項等
	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について（報告事項） ・（仮称）いじめ防止条例の制定について ・旭川市議会経済文教常任委員会の報告について ・旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について ・令和4年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果について ・旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討の諮問に対する答申について
R4. 7. 26	<p>（議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市文化財審議会委員の委嘱について ・旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について（報告） ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について（報告事項） ・（仮称）いじめ防止条例の制定について ・旭川市議会令和4年第2回定例会の報告について ・旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について ・旭川市民文化会館の在り方の検討について
R4. 8. 16	<p>（議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について ・令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について ・旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・公民館の今後の在り方についての策定方針について ・令和5年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について ・令和4年度一般会計予算の補正について（報告） ・旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について（報告事項） ・旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について ・令和4年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について
R5. 9. 2	<p>（議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度旭川市文化賞受賞者について（報告） ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について（報告事項） ・旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について ・学校の統廃合について
R5. 9. 17 （臨時会）	<p>（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市いじめ防止等対策委員会による答申（臨時代理）について
R4. 9. 23 （臨時会）	<p>（議案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市教育委員会人事について

期日	付議事項等
R4. 10. 23	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について ・旭川市小, 中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・いじめの重大事態に係る調査報告書に関する市教委及び学校の対応の検証と再発防止策について(報告) ・学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について(報告事項) ・旭川市議会経済文教常任委員会の報告について
R4. 11. 28	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員の委嘱について ・旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員の委嘱について ・令和4年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について(報告) ・令和4年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について(報告事項) ・旭川市議会令和4年第3回定例会の報告について ・いじめの重大事態に係る調査報告書に関する保護者説明会の概要について ・旭川市社会教育基本計画の中間見直し(素案)について ・旭川市民文化会館の在り方検討会の開催結果について
R4. 12. 22	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度教育行政方針の策定方針について ・博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ・旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・旭川市小, 中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・旭川市民文化会館の整備の方向性について(報告) ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について(報告事項) ・就学援助準要保護認定における認定基準及び認定期間の見直しについて ・旭川市学校給食費の改定について
R5. 1. 8 (臨時会)	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度教育行政方針の骨子について
R5. 1. 24	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市図書館協議会委員の任命について ・旭川市スポーツ推進計画(案)に係る意見照会に対する回答について(報告) ・旭川市科学館展示製作設置業務プロポーザル審査会委員の任命(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について

期日	付議事項等
	(報告事項) ・旭川市議会令和4年第4回定例会の報告について
R5. 2. 7	(議案) ・令和5年度教育行政方針について ・(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の実施について ・旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会委員の委嘱について ・旭川市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について (報告) ・令和4年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・令和5年度教育予算(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について (報告事項) ・第2期旭川市学校教育基本計画の見直しについて ・旭川市共同学校事務室の設置について ・旧旭川市立雨紛中学校施設の利活用に係る公募の実施について ・東栄小学校における事故について ・令和4年度教育奨励賞の決定について ・令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について ・令和5年旭川市20歳を祝うつどいの開催結果について ・第6回井上靖記念文化賞の受賞候補者の推薦受付状況について ・旭川市図書館電子書籍サービスの開始について
R5. 3. 28	(議案) ・旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について ・中原悌二郎賞選考委員の委嘱について ・旭川市社会教育基本計画の改定について ・旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ・旭川市教育委員会の所管に係る個人情報保護に関する法律施行細則の制定について ・旭川市教育委員会の所管に係る旭川市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について (報告) ・学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について (報告事項) ・旭川市議会経済文教常任委員会の報告について ・令和5年度旭川市確かな学力育成プランの策定について ・令和6年旭川市20歳を祝うつどいの開催について ・第6回井上靖記念文化賞受賞者の決定について ・(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の結果について

資料3 教育委員会協議会の協議事項

期日	協議事項
R4. 8. 16	・令和4年度全国学力・学習状況調査結果について
R4. 10. 23	・令和5年度予算要望について
R4. 11. 28	・令和5年度予算要望について ・旭川市学校給食費検討委員会の協議進捗状況について
R4. 12. 22	・旭川市スポーツ推進計画（案）について
R5. 1. 24	・令和5年度教育行政方針（案）について

資料4 教育委員会が制定した規則・訓令

規則

規則番号	題名	公布年月日	施行年月日
(R4年)第3号	旭川市小，中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則	R4. 10. 23	R4. 11. 21
第4号	旭川市小，中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則	R4. 12. 22	R5. 4. 1
(R5年)第1号	旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	R5. 3. 28	R5. 4. 1
第2号	旭川市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則	R5. 3. 28	R5. 4. 1
第3号	旭川市教育委員会の所管に係る旭川市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則	R5. 3. 28	R5. 4. 1

訓令

訓令番号	題名	制定年月日	施行年月日
(R5年)第1号	旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	R5. 3. 28	R5. 4. 1

資料5 条例又は規則に定める委員の委嘱状況

審議年月日	委員
R4. 4. 21	・旭川市社会教育委員 ・学校運営協議会委員
R4. 5. 20	・旭川市民文化会館運営審議会委員 ・旭川市公民館運営協議会委員 ・旭川市図書館協議会委員 ・旭川市科学館協議会委員 ・旭川市いじめ防止等連絡協議会委員 ・中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員
R4. 6. 27	・旭川市科学館協議会委員 ・旭川市博物館協議会委員 ・学校運営協議会委員
R4. 7. 26	・旭川市文化財審議会委員 ・旭川市民文化会館運営審議会委員
R4. 8. 16	・旭川市公民館運営協議会委員 ・旭川市文化賞選考委員会委員
R4. 10. 23	・学校運営協議会委員
R4. 11. 28	・旭川市民文化会館管理等業務選考委員会委員 ・旭川市民文化会館舞台設備操作等業務選考委員会委員
R5. 1. 24	・旭川市図書館協議会委員 ・旭川市科学館展示製作設置業務プロポーザル審査会委員
R5. 2. 7	・旧旭川市立雨紛中学校施設活用候補者選定委員会委員 ・旭川市いじめ防止等対策委員会委員

審議年月日	委員
R5. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中原悌二郎賞選考委員 ・ 学校運営協議会委員 ・ 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員

資料6 教育長及び委員の活動状況

研修会

開催年月日	場所	内容	出席者
R4. 7. 15	東京都 都市センターホテル	中核市教育長会令和4年度第1回研修会	教育長
R4. 7. 15	札幌市教育文化会館	第57回北海道市町村教育委員会研修会	本田委員
R4. 10. 26	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会連合会第2回委員研修会	教育長 本田委員

学校訪問

訪問年月日	場所	内容	出席者
R4. 6. 8～ R4. 12. 20	市立小・中学校（49校）	学校訪問	教育長

行事・式典等への参加

開催年月日	場所	内容	出席者
R4. 4. 1	上川教育研修センター	令和4年度旭川市立小中学校新規採用教職員辞令交付式	教育長
R4. 4. 8	上川教育研修センター	令和4年度旭川市立小・中合同校長会議	教育長
R4. 4. 11	上川教育研修センター	令和4年度旭川市立小・中合同教頭会議	教育長
R4. 4. 12	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会教育長会議（第1回）	教育長
R4. 4. 12	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会連合会教育長部会（第1回）	教育長
R4. 4. 20	上川教育研修センター	令和4年度旭川市教育研究会 総会・研究推進会議	教育長
R4. 4. 26	アートホテル旭川	令和5年度全国高等学校総合体育大会旭川市実行委員会設立総会等	教育長
R4. 5. 2	上川教育研修センター	令和4年度第2回旭川市小・中学校長会議・研修会	教育長
R4. 5. 4	市民文化会館	令和4年旭川市20歳を祝うつどい	教育長 全委員
R4. 5. 10	市民文化会館	令和4年度旭川市シニア大学・大学院入学式及び始業式	教育長
R4. 5. 14	旭川勤労者福祉会館	令和4年度旭川市PTA連合会定期総会	教育長
R4. 6. 1	上川教育研修センター	令和4年度旭川市中学校長会6月研修会	教育長
R4. 6. 2	上川合同庁舎	令和4年度上川管内コンプライアンス確立会議	教育長
R4. 6. 4	リベライン旭川パーク	第90回北海道音楽大行進開会式	教育長
R4. 6. 7	道北経済センター	令和4年度第1回旭川冬まつり実行委員会総会	教育長
R4. 7. 4	上川教育研修センター	令和4年度旭川市小・中学校長会7月研修会	教育長
R4. 7. 7	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会教育長会議（第2回）	教育長
R4. 7. 7	上川合同庁舎	令和4年度上川管内学校における働き方改革推進会議（第1回）	教育長
R4. 7. 7	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会連合会教育長部会（第2回）	教育長
R4. 7. 13	大雪クリスタルホール	飲酒運転根絶の日上川地区決起大会・旭川市交通安全市民大会	教育長
R4. 7. 15	東京都 都市センターホテル	中核市教育長会令和4年度第1回総会	教育長
R4. 7. 16	旭川市彫刻美術館	旭川彫刻フェスタ2022 20周年記念展オープニングセレモニー	教育長
R4. 7. 22	上川教育研修センター	上川教育研修センター組合教育委員会会議	教育長
R4. 7. 26	ときわ市民ホール	令和4年度生活・学習Actサミット	教育長
R4. 7. 26	上川教育研修センター	令和4年度上川管内・旭川市小中学校教頭会合同研修会	教育長
R4. 8. 1	市民文化会館	旭川市市制施行100年記念式典	教育長
R4. 8. 3	大雪クリスタルホール	令和4年度旭川市小・中学校長法制研修会	教育長

開催年月日	場所	内容	出席者
R4. 8. 3	大雪クリスタルホール (オンライン)	令和4年度上川管内公立小・中学校長教育研究大会	教育長
R4. 8. 5	I C Tパーク	第48回北海道公立小・中・特別支援学校女性管理職会研究大会上川大会	教育長
R4. 8. 10	上川教育研修センター	上川教育研修センター組合議会	教育長
R4. 8. 19	花咲スポーツ公園	令和4年度全国中学校体育大会第53回全国中学校ソフトテニス大会	教育長
R4. 8. 23	滝川市 ホテル三浦華園	令和4年度北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会	教育長
R4. 9. 2	市民文化会館	令和4年度北海道普通科高等学校長研究協議会	教育長
R4. 9. 5	上川教育研修センター	令和4年度第4回旭川市小中学校長会議・研修会	教育長
R4. 9. 16	日章小学校	日章小学校開校130周年記念式典	教育長
R4. 10. 10	市民文化会館	令和4年度旭川市民防犯大会	教育長
R4. 10. 12	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会教育長会議(第3回)	教育長
R4. 10. 12	上川合同庁舎	令和4年度上川管内学校における働き方改革推進会議(第2回)	教育長
R4. 10. 12	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会連合会教育長部会(第3回)	教育長
R4. 10. 17	アートホテル旭川	旭川市貢献賞表彰式	教育長
R4. 10. 17	上川教育研修センター	旭川市立小中学校臨時校長会議	教育長
R4. 10. 28	旭川市勤労者福祉会館	令和4年度旭川市PTA連合会	教育長
R4. 11. 2	上川教育研修センター	第69回北海道小学校理科教育研究大会	教育長
R4. 11. 3	大雪クリスタルホール	令和4年度文化賞贈呈式等	教育長
R4. 11. 3	イオンモール旭川駅前	第12回U-16旭川プログラミングコンテスト	教育長
R4. 11. 6	旭川地場産業振興センター	第62回旭川市PTA研究大会	教育長
R4. 11. 7	上川教育研修センター	令和4年度旭川市小・中学校長会11月研修会	教育長
R4. 11. 16	登別市 第一滝本館	令和4年度北海道都市教育長会秋季定期総会	教育長
R4. 11. 25	神楽小学校	神楽小学校開校100周年記念式典	教育長
R4. 11. 28	秘書課第2応接室	令和5年度予算に係る市長への要望	教育長 本田委員 近藤委員 山崎委員
R4. 12. 5	上川教育研修センター	令和4年度旭川市中学校長会12月研修会	教育長
R4. 12. 7	道北経済センター	バーサーロペット・ジャパン三役会議・組織委員会総会	教育長
R4. 12. 11	井上靖記念館	第11回井上靖記念館青少年エッセーコンクール表彰式	教育長
R4. 12. 17	道立旭川美術館	開館40周年記念 モダンの芸術オープニングセレモニー	教育長
R4. 12. 20	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会教育長会議(第4回)	教育長
R4. 12. 20	上川合同庁舎	令和4年度上川管内学校における働き方改革推進会議(第3回)	教育長
R4. 12. 20	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会連合会教育長部会(第4回)	教育長
R4. 12. 21	道北経済センター	令和4年度旭川冬まつり実行委員会総会	教育長
R4. 12. 29	教育委員会会議室	令和4年仕事納め式	教育長
R5. 1. 5	教育委員会会議室	令和5年仕事始め式	教育長
R5. 1. 8	市民文化会館	令和5年旭川市20歳を祝うつどい	教育長 全委員
R5. 1. 16	上川教育研修センター	令和4年度第6回旭川市小中学校長会議・研修会	教育長
R5. 2. 6	道北経済センター	第64回旭川冬まつり実行委員会総会	教育長
R5. 2. 6	上川教育研修センター	令和4年度旭川市中学校長会2月研修会	教育長
R5. 2. 9	市民文化会館	令和4年度シニア大学卒業式	教育長
R5. 2. 12	旭川第1小学校	旭川第1小学校閉校式典	教育長
R5. 2. 18	東京都 東京ドームホテル	第6回井上靖記念文化賞選考委員会	教育長
R5. 3. 1	上川教育研修センター	令和4年度旭川市小・中学校長会3月研修会	教育長
R5. 3. 11	北彩都特設会場	第43回バーサーロペット・ジャパン開会式・各種目表彰式	教育長
R5. 3. 19	旭川市公会堂	第46回旭川ななかまど文化賞授賞式	教育長

開催年月日	場所	内容	出席者
R5. 3. 23	上川教育研修センター	旭川市立小中学校臨時校長会議	教育長
R5. 3. 23	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会教育長会議（第5回）	教育長
R5. 3. 23	上川合同庁舎	令和4年度上川管内学校における働き方改革推進会議（第5回）	教育長
R5. 3. 23	上川合同庁舎	令和4年度上川管内教育委員会連合会教育長部会（第5回）	教育長
R5. 3. 31	上川教育研修センター	上川教育研修センター辞令並びに委嘱状交付式	教育長
R5. 3. 31	上川教育研修センター	令和4年度上川教育研修センター辞令並びに委嘱状交付式	教育長
R5. 3. 31	上川教育研修センター	令和4年度旭川市立小中学校校長辞令交付式	教育長
R5. 3. 31	上川教育研修センター	令和4年度旭川市立小中学校教頭辞令交付式	教育長

資料7 附属機関等の活動状況

附属機関

名称 (会議開催数)	諮問・審議等		内容
	年月日	種別	
旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者選定委員会	R5. 3. 22 ～R5. 3. 29 (書面開催)	審議	・旧旭川市立雨紛中学校施設利活用候補者募集要項（案）の協議について
旭川市いじめ防止等連絡協議会（2回）	R4. 7. 7	審議	・令和4年度におけるいじめ対策の強化について ・「（仮称）旭川市いじめ防止条例」の制定について ・各機関等の取組について
	R5. 2. 14	審議	
旭川市いじめ防止等対策委員会（23回）	R4. 4. 8	審議	・重大事態とした事案に関わる調査について
	R4. 4. 15	審議	
	R4. 4. 28	審議	
	R4. 5. 13	審議	
	R4. 5. 27	審議	
	R4. 6. 10	審議	
	R4. 6. 24	審議	
	R4. 7. 8	審議	
	R4. 7. 15	審議	
	R4. 7. 22	審議	
	R4. 7. 29	審議	
	R4. 8. 5	審議	
	R4. 8. 12	審議	
	R4. 8. 19	審議	
	R4. 8. 22	審議	
	R4. 8. 24	審議	
	R4. 8. 26	審議	
	R4. 8. 30	審議	
	R4. 9. 2	審議	
R4. 9. 6	審議		
R4. 9. 16	審議		
R4. 10. 5	審議		
R5. 3. 7	審議		
旭川市社会教育委員（4回）	R4. 5. 18	審議	・議長・副議長の選出について ・令和4年度教育行政方針について ・令和4年度社会教育部の事業について

名称 (会議開催数)	諮問・審議等		内容
	年月日	種別	
	R4. 7. 26	審議	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市社会教育基本計画 令和4年度点検・評価について 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について 旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて
	R4. 10. 26	審議	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市社会教育基本計画 令和4年度点検・評価について 旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて 令和4年度社会教育関係団体への補助金の交付予定について 旭川市民文化会館の在り方の検討について
	R5. 2. 17	審議	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて 公民館の今後の在り方について 令和5年度教育予算(案) 社会教育部関係について 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付に係る中間報告と令和5年度の予定について 旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて 旭川市民文化会館の整備の方向性について
旭川市文化賞選考委員会(1回)	R4. 8. 24	選考	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市文化賞, 文化奨励賞及び文化功労賞の受賞候補者選考について
旭川市民文化会館運営審議会(2回)	R4. 8. 31	審議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度市民文化会館利用状況等について 令和3年度市民文化会館決算見込概要等について 令和4年度市民文化会館予算概要等について 令和3年度自主文化事業実績等及び令和4年度自主文化事業概要等について
	R5. 2. 6	審議	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市教育委員会の事務の点検・評価について 令和4年度上半期 旭川市民文化会館利用状況等について 令和4年度 自主文化事業中間報告について 令和5年度 自主文化事業概要(案)について
旭川市音楽堂等運営協議会(2回)	R4. 11. 22	審議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度旭川市大雪クリスタルホール利用状況について 令和3年度自主文化事業実施状況について 令和4年度自主文化事業計画について その他の事業について アウトソーシングの取組の検討について
	R5. 3. 28	審議	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度第1回音楽堂等運営協議会議事録について 令和4年度上半期 旭川市大雪クリスタルホール利用状況について 令和4年度 自主文化事業実施状況について 令和5年度 自主文化事業計画(案)について 新型コロナウイルス感染防止対策について
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会(1回)	R4. 9. 7	審議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度事業報告について 令和4年度事業計画(案)について
旭川市公民館運営協議会(2回)	R4. 7. 11	審議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度公民館活動実施状況について 令和3年度社会教育基本計画事務事業評価 令和4年度公民館活動について 公民館事業関係予算の推移について 旭川市における公民館の位置付けの見直しについて(答申)
	R4. 11. 28	審議	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業実施状況について(4月~9月) 令和5年度公民館事業に望むこと 公民館の今後の在り方について(骨子)

名称 (会議開催数)	諮問・審議等		内容
	年月日	種別	
旭川市図書館協議会 (2回)	R4. 10. 19	審議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度事業報告について 令和4年度事業計画について 電子図書館サービス導入について 令和4年度事業実施状況について 令和5年度事業計画(予算要求案)について 旭川市図書館電子書籍サービスの開始について
	R5. 3. 8	審議	
旭川市科学館協議会 (2回)	R4. 7. 6	審議	<ul style="list-style-type: none"> 会長及び副会長の選任について 令和3年度入館者等並びに事業実績概要について 令和4年度旭川市科学館事業活動計画について その他 令和5年度の臨時開館について 令和5年度旭川市科学館事業活動計画(案)について 令和5年度当初予算案について その他
	R5. 2. 3	審議	
旭川市博物館協議会 (2回)	R4. 8. 18	審議	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度事業実績について 令和3年度社会教育基本計画の点検・評価について 平成4年度事業活動計画について 令和4年度上半期事業実績について 令和5年度事業方針(案)について
	R4. 12. 22	審議	

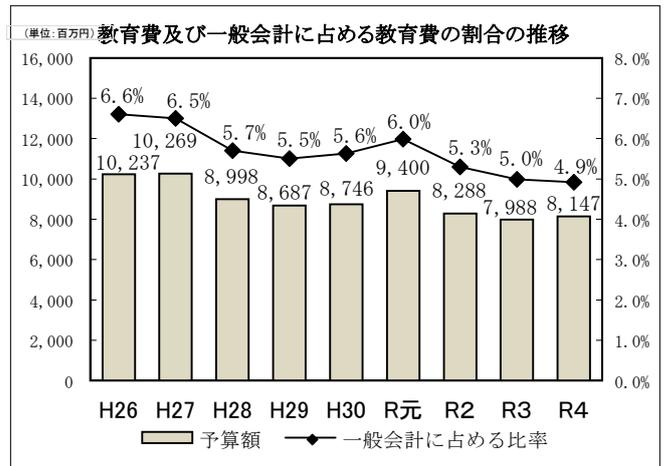
懇談会等

名称 (会議開催数)	意見交換・意見聴取		内容
	年月日	種別	
旭川市教育支援懇談会 (5回)	内容欄参照	意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 適切な教育の場、指導及び必要な支援等に係る意見の検討等 (R4. 11. 18, R4. 12. 6, R4. 12. 15, R4. 12. 21, R5. 1. 30開催)
いじめ防止条例(仮称)の制定に係る懇談会 (3回)	R4. 6. 30	意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 懇話会の運営等について (仮称)いじめ防止条例の制定について 「(仮称)いじめ防止条例」骨子案の概要について 「(仮称)いじめ防止条例」骨子案(案)について
	R4. 7. 11	意見交換	
	R5. 1. 30	意見交換	
旭川市民展示芸能ホール懇談会 (3回)	R4. 7. 26	意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年8月分から令和4年11月分までの使用料減免に関する意見交換について 令和4年12月分から令和5年3月分までの使用料減免に関する意見交換について 令和5年4月分から令和5年7月分までの使用料減免に関する意見交換について
	R4. 11. 21	意見交換	
	R5. 3. 20	意見交換	
旭川市アイヌ語地名表記推進懇談会 (1回)	R4. 12. 20	意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度製作・令和4年度設置のアイヌ語地名表示板の報告について 令和4年度製作予定のアイヌ語地名表示板について
旭川市民文化会館の在り方検討会 (8回)	R4. 6. 27	意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市民文化会館の在り方検討会趣旨説明 旭川市民文化会館の整備検討に係るこれまでの経緯について 旭川市民文化会館の建物・設備等の現状について 大規模改修の事例について 建替えの事例について 第1回～第3回会議での意見の振り返りに基づく意見交換 大規模改修と建替えの比較に関する意見交換 旭川市民文化会館の整備の方向性に関する意見交換 旭川市民文化会館の在り方検討会 全体の振り返りと総括について
	R4. 7. 29	意見交換	
	R4. 8. 22	意見交換	
	R4. 10. 7	意見交換	
	R4. 11. 11	意見交換	

資料8 令和4年度予算

1 旭川市一般会計予算と教育費の推移 (単位：千円)

区分 年度	当 初 予 算 額			対前年度増減
	一般会計	教 育 費 予 算 額	一般会計に 占める比率	
26	156,200,000	10,237,120	6.6%	472,930
27	158,420,000	10,269,422	6.5%	32,302
28	157,100,000	8,998,110	5.7%	△ 1,271,312
29	158,850,000	8,687,181	5.5%	△ 310,929
30	155,310,000	8,746,106	5.6%	58,925
元	157,070,000	9,399,781	6.0%	653,675
2	155,230,000	8,287,894	5.3%	△ 1,111,887
3	160,130,000	7,987,564	5.0%	△ 300,330
4	165,810,000	8,147,242	4.9%	159,678



2 令和4年度教育委員会所管予算現額及び決算

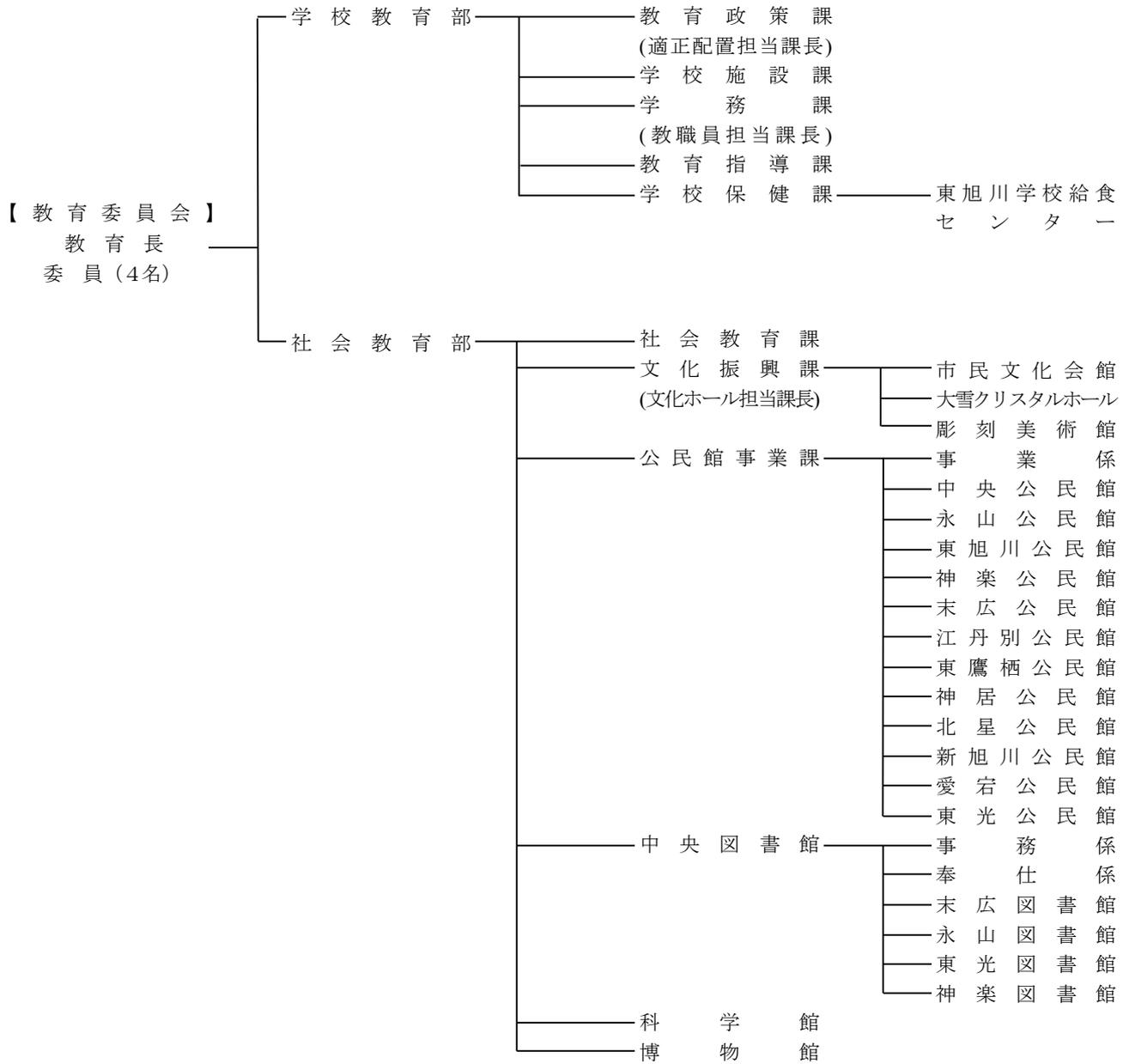
一般会計 (歳出)

(単位：千円)

		R 4年度予算現額	R 4年度決算	(R 3年度予算現額)	予算増減
10款	教 育 費	13,442,116	10,223,547	11,484,643	1,957,473
1項	教 育 総 務 費	165,443	152,206	163,252	2,191
	1目 教育委員会費	5,894	5,783	5,898	△ 4
	2目 事務局費	87,820	76,171	81,673	6,147
	3目 教育指導費	56,429	54,952	60,381	△ 3,952
	4目 教育研修センター費	15,300	15,300	15,300	0
2項	小 学 校 費	9,233,828	6,771,292	7,710,755	1,523,073
	1目 学校管理費	1,382,996	1,176,002	1,255,091	127,905
	2目 教育振興費	818,371	774,728	885,110	△ 66,739
	3目 維持修繕費	2,218,897	1,672,981	2,124,743	94,154
	4目 学校建設費	4,813,564	3,147,581	3,445,811	1,367,753
3項	中 学 校 費	2,082,697	1,428,049	1,887,460	195,237
	1目 学校管理費	502,062	441,453	471,609	30,453
	2目 教育振興費	386,753	355,256	511,567	△ 124,814
	3目 維持修繕費	1,125,265	621,679	895,771	229,494
	4目 学校建設費	68,617	9,661	8,513	60,104
5項	社 会 教 育 費	1,819,583	1,738,547	1,586,206	233,377
	1目 社会教育総務費	311,315	298,178	160,976	150,339
	2目 公民館費	287,630	269,671	246,094	41,536
	3目 図書館費	364,860	353,531	316,171	48,689
	4目 博物科学館費	331,521	319,770	256,763	74,758
	5目 市民文化会館費	258,613	239,525	236,549	22,064
	6目 大雪クリスタルホール費	192,260	187,809	292,266	△ 100,006
	7目 彫刻美術館費	73,384	70,063	77,387	△ 4,003
6項	保 健 体 育 費	140,565	133,453	136,970	3,595
	2目 学校給食共同調理所費	140,565	133,453	136,970	3,595

資料9 教育委員会の事務局組織（令和4年度）

（令和4年4月1日現在）



令和5年度（2023年度）

教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

令和5年（2023年） 月

発行 旭川市教育委員会
編集 学校教育部教育政策課

〒070-0036 旭川市6条通8丁目
電話 : (0166) 25-7534
FAX : (0166) 24-7011
E-mail : kyoikuseisaku@city.asahikawa.lg.jp